

平成30年度

精神保健福祉センター年報



茨城県精神保健福祉センター

## はじめに

平成30年度の年報をお届けします。本書では、当センターが平成30年度に実施した相談業務、研修、精神科救急業務、精神医療審査会事務、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療関係業務に関する取り扱い実績等について取りまとめたほか、年度別の実績を掲載しました。この1年間の活動にご協力いただいた関係者の皆様に深く感謝いたします。

全国の精神障害者数は419.3万人（平成29年度厚生労働省患者調査）と増加傾向であり、いわゆる5大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）の中で一番多い状況になっています。茨城県内での精神障害者保健福祉手帳交付者数は、18,185件（平成30年度末）、自立支援医療費公費負担認定者数は、39,963人（平成30年度末）となり、いずれも増加しています。

このような中、本県では精神医療の一般相談や救急体制の充実が求められています。平成30年9月に精神科救急医療体制に関する委員会が開かれ、精神科救急相談や精神科救急医療体制の拡充・整備に向けて検討を行っております。

依存症対策については、相談業務、アルコール・薬物依存症の回復支援プログラム、ギャンブル等依存症も含めた家族会、普及啓発活動等を継続しております。今後はギャンブル等依存やゲーム依存を含めた支援ニーズも高まることが予想され、関係機関と連携しながら体制づくりを進めているところです。

また、ひきこもり相談支援関係の事業では、平成23年6月から当センターに設置していた「ひきこもり相談支援センター」を平成31年4月から民間の支援機関へ業務委託し、休日や夕方以降の相談対応を充実させるなど、より柔軟な支援体制になることを目指しています。当センターは後方支援として、関係者への支援、市町村の相談窓口開設の働きかけ、講演会の実施等、情報発信および普及啓発活動を行っております。

自殺対策関係では、電話相談事業や地域連携活動等を実施しております。若年層の自殺が高止まりしている状況から、平成30年度は若者の自殺予防対策に視点を置いたゲートキーパー指導者養成研修会を開催いたしました。今後も市町村や関係機関と連携しながら全年代における自殺予防対策の推進に努めてまいります。

さらに、精神障害や発達障害に関する啓発、地域生活支援、災害時のこころのケア等、事業の充実を図っていきたいと考えております。

精神保健医療福祉を取り巻く状況は年々変わりつつあります。当センターでは、県民の皆様への要請に的確に応えられるよう、関係機関・地域と連携しながら精神保健福祉の向上に努めてまいります。今後とも皆様のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年10月

茨城県精神保健福祉センター長 佐々木 恵美

# 目 次

## I 概 要

1 沿 革	1
2 業 務	2
3 組織・職員構成	4
4 施 設	5
5 管内区域の概況	6

## II 実 績

1 技術指導・技術援助	7
(1) 保健所に対する技術指導・技術援助	7
(2) 関係機関に対する技術援助	7
2 教育研修等	8
(1) 基礎研修等	8
(2) 講演・講話等の活動	9
3 普及啓発	10
(1) 地域住民への講演, 交流会等	10
(2) 家族教室	10
(3) 当事者グループ活動	10
(4) 薬物依存症回復支援	10
(5) 学生実習	10
(6) リーフレット等の作成・配布	10
(7) 施設・視聴覚教材等の貸出	10
4 協力組織の育成	11
(1) 各組織の企画運営等に対する支援	11
(2) 関係団体の概要	11
5 精神保健福祉相談・診療	13
(1) 一般相談	16
(2) 特定相談	16
(3) 薬物特定相談	19
6 アルコール・薬物依存症対策	21
(1) 専門研修とネットワークの促進	21
(2) 関係者及び県民への啓発研修	21
(3) 自助ループの支援育成	21
7 自殺予防対策	22
(1) 電話相談事業	22
(2) 人材育成	24
8 ひきこもり対策	25
(1) 相談業務	25
(2) 関係機関との連絡調整・支援	26
(3) 情報発信	27
9 地域生活の支援	28
(1) 精神障害者地域支援事業	28

(2) 精神障害者スポーツについての取り組み .....	28
10 調査及び情報提供 .....	28
11 措置入院関係業務及び精神科救急業務 .....	29
(1) 精神科救急(警察官通報)における通報等処理状況 .....	29
(2) 精神科救急(一般救急)における処理状況 .....	29
別紙 平成30年度警察官通報処理状況 .....	30
12 精神医療審査会に関する事務 .....	31
(1) 年度別精神医療審査会審査状況 .....	31
(2) 年度別退院請求・処遇改善請求の処理状況 .....	31
13 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付事務 .....	32
14 自立支援医療費(精神通院医療)支給の認定事務 .....	32
別紙1市町村別精神障害者福祉手帳交付者数 .....	33
別紙2市町村別, 疾患別自立支援医療支給認定者数 .....	34
15 各種審議会・会議・研究会等 .....	35
(1) 関東信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会 .....	35
(2) 所内カンファレンス .....	35
(3) 心神喪失者等医療観察法に基づくケア会議 .....	35
(4) 精神科救急情報センター関東ブロック連絡協議会 .....	35

### Ⅲ 参 考 資 料

1 茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例 .....	36
2 茨城県精神医療審査会運営要項 .....	37
3 障害者手帳・自立支援医療(精神通院)審査会運営要項 .....	40
4 精神科病院一覧 .....	41

## I 概 要

- 1 沿 革
- 2 業 務
- 3 組織・職員構成
- 4 施 設
- 5 管内区域の概況

# I 概 要

## 1 沿 革

昭和28年 4月	昭和25年5月1日に施行された「精神衛生法」に基づいて、茨城県精神衛生相談所を水戸保健所内(水戸市五軒町1251番地)に併設 初代所長, 広瀬三郎氏就任, その他職員8名配置(県立内原病院と主管課の職員が兼務)
30年 8月	第二代所長, 伊藤圭一氏就任(県立内原病院副院長)
33年10月	茨城県精神衛生協議会が発足
35年10月	精神科ソーシャルワーカー(PSW)を配置
36年 2月	茨城県歯科医師会館内に移転
37年 2月	精神科医師1名, P.S.W2名, 看護婦1名, 計4名の専門職員を常勤で配置
38年 4月	第三代所長, 太田廣三郎氏就任
39年 3月	国保会館内(水戸市北見町)に移転, 臨床心理技術者(嘱託)1名配置
40年 6月	「精神衛生法」の一部が改正され, 精神衛生相談所にかわり地域精神衛生活動の総合的技術センターとしての役割を持つ「精神衛生センター」を設置
42年 8月	水戸市三の丸に独立庁舎完成。「精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」により, 「茨城県精神衛生センター」と改め, 業務を開始 初代センター長太田廣三郎氏と精神科医師1名着任(常勤医師2名)
43年 4月	臨床心理技術者(C. P)1名, 検査技師1名増となり, 職員9名
45年 8月	第二代センター長, 瀬川浩氏就任
50年 6月	社会復帰促進事業(グループ活動)を開始
54年11月	酒害相談事業を開始
58年 5月	精神障害者社会復帰対策検討委員会が発足し, 職員1名が参画
59年10月	茨城県精神衛生審議会の意見「精神障害者社会復帰対策のあり方についての意見」
60年 4月	県総合保健医療ゾーンの整備構想に伴い総合精神衛生センター構想の策定
63年 4月	総合精神衛生センターの基本設計が完了
7月	精神保健法の施行に伴い「精神保健センター」に名称変更
平成 元年 4月	第三代センター長, 額賀章好氏就任
7月	精神保健対策検討委員会が発足し, 職員1名が参画
11月	水戸市笠原町に精神保健センター新築工事着工
2年 7月	茨城県地方精神保健審議会の意見「精神保健対策のあり方についての意見」
3年 6月	6月1日, 現在地で業務を開始(6月20日竣工式); 相談指導部, 調査研究部の2部制から相談指導部, 教育研究部, 社会復帰部の3部制となり, センター職員11名
9月	「精神科デイケア」が承認され, 事業を開始
4年 6月	心の健康づくり推進事業の一つとして「こころの電話相談事業」を開始
5年 4月	精神科デイケア担当職員1名増, センター職員12名
6年 4月	精神障害者地域生活支援モデル事業を開始
8年 4月	「精神保健福祉法」の一部改正に伴い「精神保健福祉センター」に名称変更
9年 4月	地域精神障害者支援研究事業を開始
10年 3月	精神科デイケア事業廃止
10年 4月	精神科デイケア強化事業を開始
11年11月	JCO臨界事故「心のケア」専用電話による相談を開始
12年 4月	第四代センター長, 山岸一夫氏就任
13年 4月	センター職員11名

平成14年 4月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正により、精神保健福祉センターが義務設置となったこと、及び「精神医療審査会」の事務局となったことから行政機関となる。また、措置入院及び移送の事務が委任される。これに伴い相談援助課と精神医療福祉課の二課制となり、センター職員16名
16年 3月	精神科救急業務(措置入院)の平日準夜間帯の対応を開始(試行)、センター職員17名
17年 4月	センター長(心得)、菅野裕樹氏就任、センター職員16名
9月	精神科救急業務(一般救急医療相談)の平日準夜間帯の対応を開始
18年 4月	「障害者自立支援法」施行 センター職員17名
19年 4月	救急コールセンターを友部病院内に設置し、平日夜間及び週休日・祝日の精神科救急業務(措置入院)を開始 センター職員16名
20年 4月	第五代センター長、佐藤茂仁氏就任、センター職員15名
23年 6月	「ひきこもり相談支援センター」を精神保健福祉センター内に開設
26年 2月	精神科救急(一般救急医療相談)の土日の夜間帯対応開始
26年 4月	センター職員16名
27年 2月	精神科救急(一般救急医療相談)の夜間帯対応を金曜・祝日に拡大実施
27年 4月	センター職員17名
28年 4月	センター職員14名
28年 8月	「地域自殺対策推進センター」を精神保健福祉センター内に開設
29年 4月	第六代センター長、遠藤憲一氏就任、センター職員15名
令和 元年 7月	第七代センター長、佐々木恵美氏就任、センター職員15名

## 2 業 務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第126号)第6条第1項の規定により設置され、精神保健福祉センター運営要領(平成8年1月19日 健医発第57号 厚生省保健医療局長通知)に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして以下の業務を行っている。

### 1 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、技術指導及び技術援助を実施している。

### 2 教育研修

保健所・市町村・関係諸機関等の精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修等の教育研修を実施し、技術的水準の向上を図っている。

### 3 普及啓発

全県の規模で一般県民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに保健所及び関係機関が行う普及啓発活動に対して専門的立場から指導と援助を行っている。

### 4 協力組織の育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民等による組織的活動が必要であるので、家族会、自助グループなどの組織の育成強化に努めるとともに、企画・運営に対し協力している。

### 5 精神保健福祉相談・診療

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、保健所及び関係諸機関で対応が困難な事例を中心に相談に応じている。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物思春期の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施している。

### 6 アルコール・薬物依存症対策

アルコール・薬物依存対策として、ネットワークの構築と関係機関の相互理解及び協力関係の確保を図り、回復の場の理解を目的に専門研修等を行っている。

## 7 自殺予防対策

自殺対策推進センターを設置し、いばらきこころのホットラインによる電話相談の他、保健所、市町村、学校、病院等職員を対象としたゲートキーパー指導者養成研修やうつ病集団認知行動療法研修会等を実施している。

## 8 ひきこもり対策

ひきこもり対策の総合調整機関として、「ひきこもり相談支援センター」を設置し、電話及び面接相談に応じるとともに、関係機関との連携やひきこもり対策に係る普及・啓発を行っている。

- ① 相談業務
- ② 関係機関との連絡調整・支援
- ③ 情報発信

## 9 地域生活の支援

精神障害者が地域で安心して生活できるため、市町村での処遇困難ケースのカンファレンスを行い、市町村での支援体制づくりを援助している。

また、精神障害者の社会参加を促進、県民の理解を啓発するため精神障害者スポーツ大会を実施している。

## 10 調査及び情報提供

地域精神保健福祉活動を推進するために必要な精神保健福祉の諸問題を調査研究するとともに、精神保健福祉に関する統計および資料の収集整備、情報提供を行っている。

## 11 措置入院関係業務及び精神科救急業務

平日夜間や休日に緊急に精神科の医療を必要とする人を対象とした「一般救急医療相談」や、「警察官通報」に対応するため、平成19年度から県立こころの医療センター内に「救急コールセンター」を設置し、緊急時の適切な医療体制の確保を図っている。

「警察官通報」については、平成19年度から休日昼間・全夜間を対象に、また、「一般救急医療相談」については、平成26年2月から、従前の休日昼間・準夜間帯、平日準夜間帯に加え、土日の夜間帯へ拡大、平成27からは、更に金曜日、祝日の夜間帯に拡大し実施している。

## 12 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の事務局として、医療保護入院者の入院届の審査、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書の審査、並びに入院中の者等からの退院請求や処遇改善請求に対する調査・審査を実施し、患者の適正医療と人権の確保を図っている。

## 13 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付事務

精神障害のため、日常生活又は社会生活に支障のある方を対象に、医療や福祉の支援を受けやすくすることを目的とした『精神障害者保健福祉手帳』の判定・交付事務を行っている。

## 14 自立支援医療費(精神通院医療)支給の認定事務

精神障害者の通院医療を促進し、早期治療・早期退院・再発防止等適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について公費負担制度を実施しており、それに伴う判定・承認等の業務を実施している。

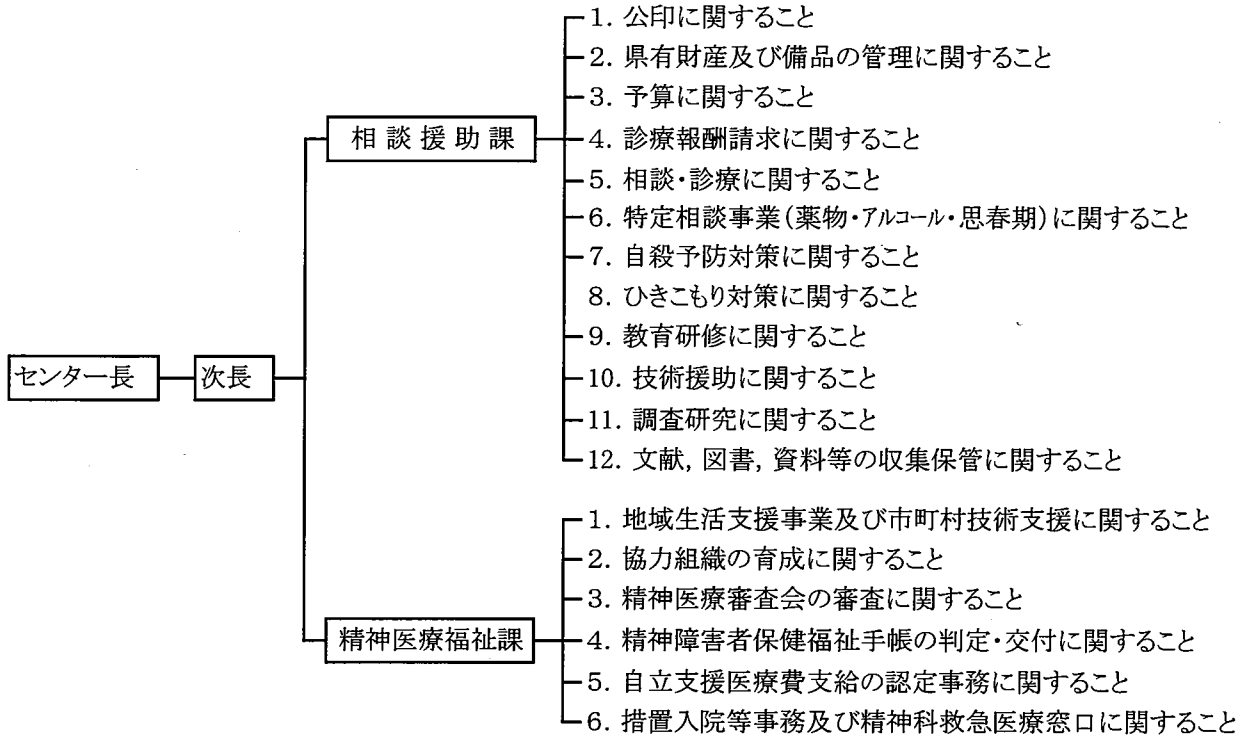
## 15 各種審議会・会議・研究会等

- ① 精神保健福祉に関する審議、協議を行う会議等への参加
- ② 精神保健福祉に関係ある、知的障害者、児童に関する諸機関、団体への協力
- ③ " 教育関係機関及び矯正関係機関への協力
- ④ " 研究会、学会、協議会等への参加
- ⑤ その他精神保健福祉に係る諸機関及び会議、協議、研究等への協力

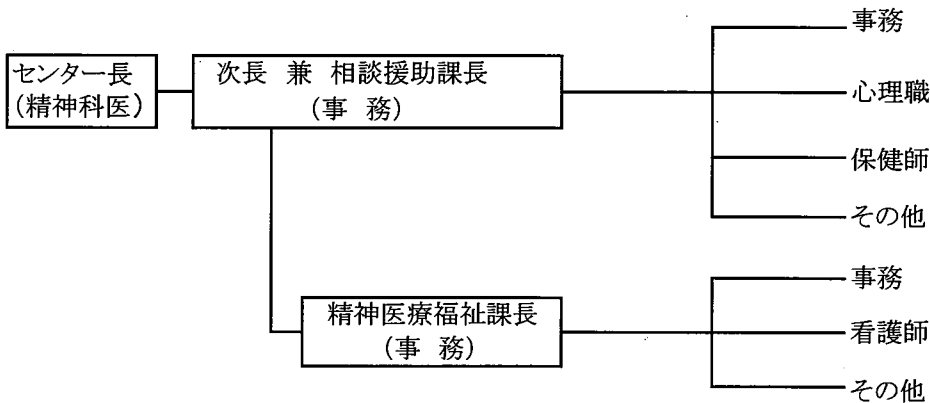


### 3 組織・職員構成

#### (1) 組織



#### (2) 職員構成



平成31年4月1日現在 (単位:人)

区分 \ 職種	医 師	事 務	心理職	保 健 師	看 護 師	精神保健福祉士	その他	計
センター長	1							1
相談援助課	(1)	1(1)	2(4)	1	(1)	(2)	(3)	4(12)
精神医療福祉課		6(2)			4	(2)	(3)	10(7)
計	1(1)	7(3)	2(4)	1	4(1)	(4)	(6)	15(19)

注:( )書は正職員以外

## 4 施 設

- (1) 名 称 茨城県精神保健福祉センター  
 (2) 所 在 地 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993-2  
 (3) 電 話 029(243)2870 (代) 相談援助課 [FAX 029(244)6555]  
 029(243)2971 精神医療福祉課

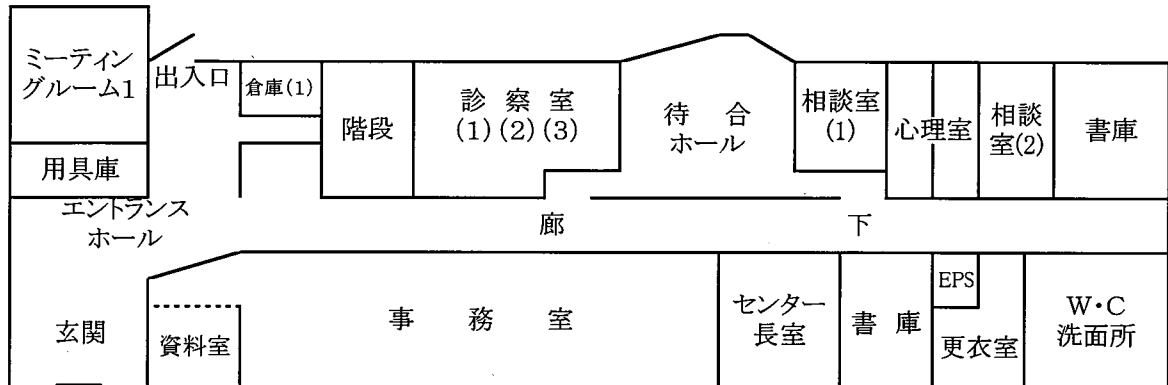
いばらきこころのホットライン 029(244)0556 (平日)  
 0120(236)556 (土日:フリーダイヤル)

### (4) 建 物

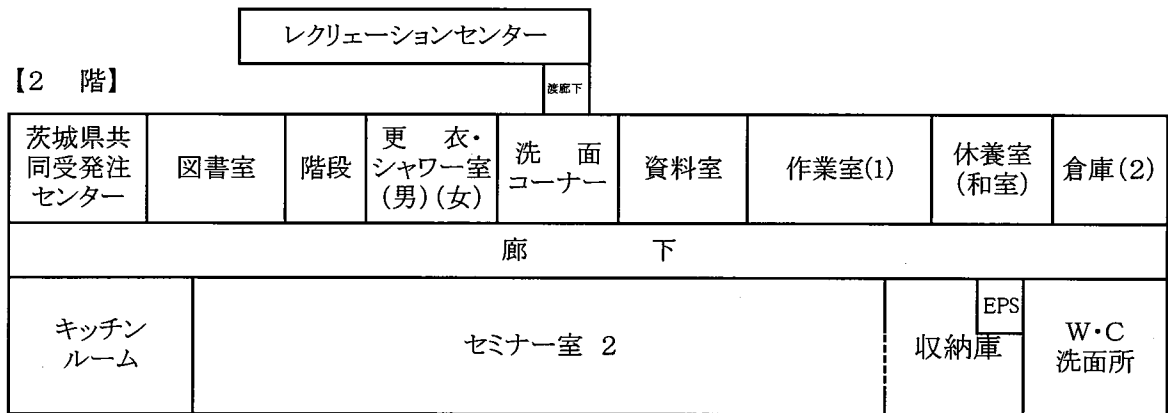
- ・ 建物面積 センター部分 2,356 m<sup>2</sup> (いばらき予防医学プラザ 11,688.54 m<sup>2</sup>)
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート 3階建
- ・ 竣工年月日 平成3年3月31日

### 庁舎平面図

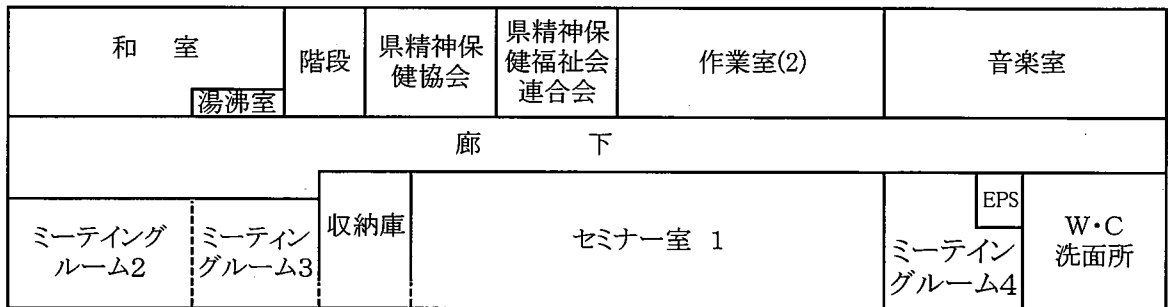
#### 【1 階】



#### 【2 階】



#### 【3 階】



## 5 管内区域の概況

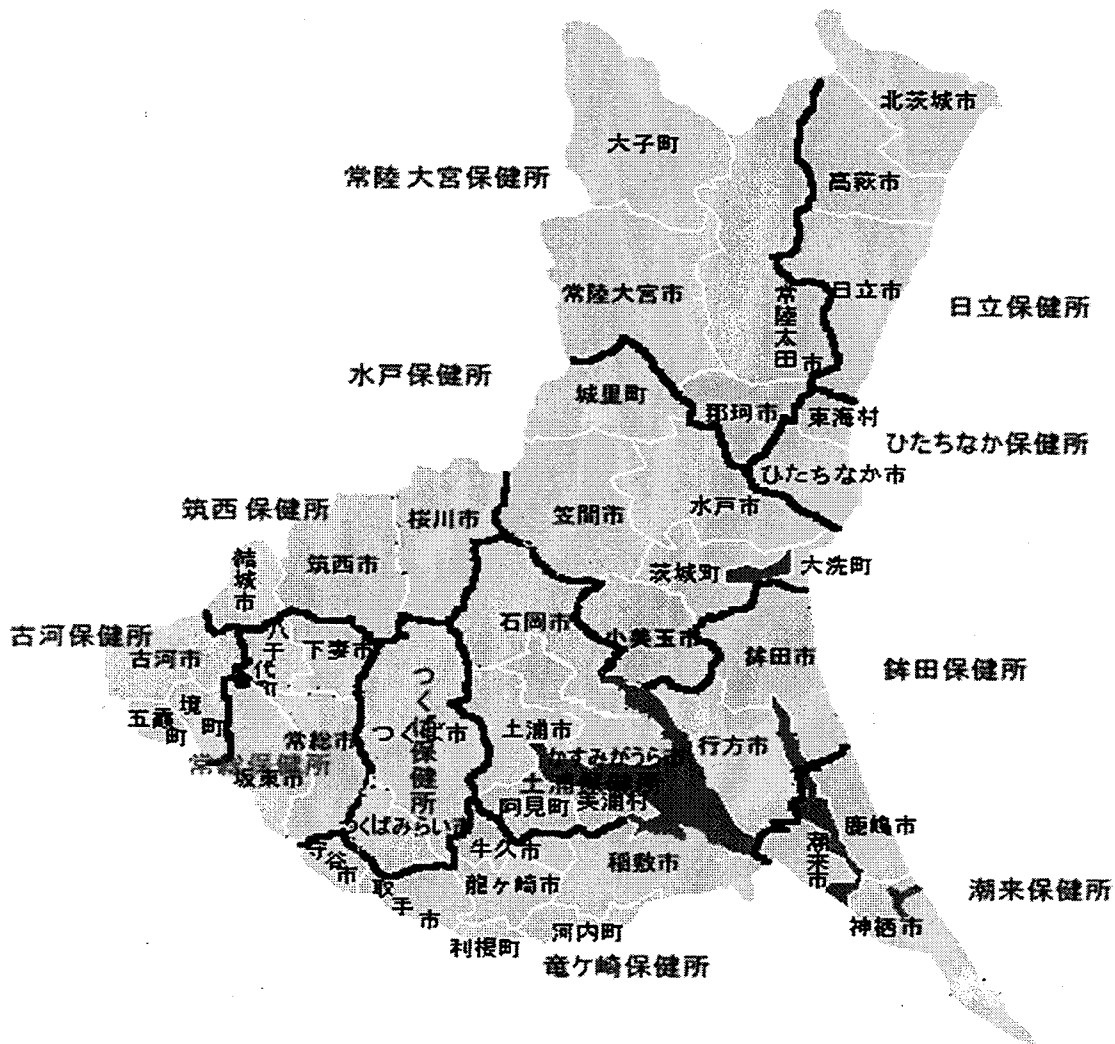
項目	総人口(人)	茨城県		全国		
			人口10万対		人口10万対	
精神科病院	病院数	20	0.7	1,059	0.8	
	病床数	4,504	156.6	247,595	195.8	
一般病院	精神科	病院数	13	0.5	579	0.5
		病床数	2,838	98.6	84,105	66.5
	その他	病院数	143	5.0	6,774	5.4
		病床数	24,252	843.0	1,223,179	967.4
合計	病院数	176	6.1	8,412	6.7	
	病床数	31,594	1,098	1,554,879	1,230	

(再掲)

精神科病院	病院数	20	0.7	1,059	0.8	
	病床数	4,504	156.6	247,595	195.8	
一般病院	精神科	病院数	13	0.5	579	0.5
		病床数	2,838	98.6	84,105	66.5
合計	病院数	33	1.1	1,638	1.3	
	病床数	7,342	255.2	331,700	262.3	

※ 厚生労働省「医療施設調査」(平成29年10月1日現在)より

※ 人口は総務省「人口推計」(平成30年10月1日現在)より



## Ⅱ 実 績

- 1 技術指導・技術援助
- 2 教育研修等
- 3 普及啓発
- 4 協力組織の育成
- 5 精神保健福祉相談・診療
- 6 アルコール・薬物依存症対策
- 7 自殺予防対策
- 8 ひきこもり対策
- 9 地域生活の支援
- 10 調査及び情報提供
- 11 措置入院関係業務及び精神科救急業務
- 12 精神医療審査会に関する事務
- 13 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付事務
- 14 自立支援医療費(精神通院医療)支給の認定事務
- 15 各種協議会・会議・研究会等

# 1 技術指導・技術援助

## (1) 保健所に対する技術指導・技術援助

各保健所担当者は、保健所と支援の打合せを実施し、事例検討や管内での事業協力などについて下記の基本的な方針に基づき技術指導・技術援助を行った。

ア 原則としてスタッフの保健所担当制を敷き、技術援助を行う。ただし、援助内容によっては担当にこだわらず、他のスタッフによる援助を行う。

イ 地域保健の広域体制化という流れのなかで、地域精神保健福祉活動のなお一層の充実を図るべく、地域の実情に沿った援助に努める。

ウ 救急医療体制が整備されつつあるが、センターの危機介入機能として、保健所の体制及び具体的ケースに則して必要に応じた援助を行う。

エ センター・スタッフ間の技術指導・技術援助に関する情報交換の場を随時設定する。

## (2) 関係機関に対する技術援助

保健・福祉・教育等関係機関の要請等に応じ、適宜必要な技術援助を行った。

また、地域支援として、精神障害者スポーツ大会開催のため技術支援を行った。

### 技術指導・技術援助の内容

(単位:件数)

内容	関係機関	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人保健施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計
老人精神保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会復帰		1	3	0	0	0	6	2	3	15
アルコール		0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物		0	0	0	0	0	0	0	62	62
ギャンブル		0	0	0	0	0	0	0	0	0
思春期		3	0	0	0	0	0	0	2	5
心の健康づくり		1	1	0	4	0	10	10	25	51
ひきこもり		1	0	0	0	0	0	0	5	6
自殺関連		2	2	0	0	0	0	0	41	45
犯罪被害		0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	120	0	208	328
計		8	6	0	4	0	136	12	346	512

### 年度別技術指導・技術援助件数の状況

(単位:件数)

機関区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保健所	78	26	88	105	229	390	8
市町村	75	65	58	106	0	3	6
福祉事務所	8	37	53	82	0	2	0
医療施設	24	25	93	49	0	1	4
介護老人保健施設	0	8	2	2	0	0	0
障害者支援施設	23	52	29	119	0	1	136
社会復帰施設	—	—	—	—	0	0	0
社会福祉施設	2	44	37	8	0	0	12
その他	250	80	101	121	0	38	346
計	460	337	461	592	229	435	512

※各区分及び数値は、厚生労働省衛生行政報告例による

## 2 教育研修等

### (1) 基礎研修等

保健所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係機関等の精神保健福祉に携わる職員等を対象に、精神保健福祉の基礎研修及び専門研修を実施した。

#### ア 基礎研修

精神障害者を支援する関係機関同士が精神保健福祉について共通の理解の中で支援できることを目的に、基礎研修の対象者を保健所・市町村・福祉相談センター福祉課・相談支援事業所・事業所の職員、社会福祉協議会の地域ケアコーディネーター、地域活動支援センター・精神病院職員等を対象に研修会を開催した。

#### 基礎研修実施状況

	事業名	内容	対象者	実施日	会場	講師	人数
基礎 研 修	基礎講座1	精神疾患の理解(前半), アルコール薬物依存症等への対応について	保健所・市町村・福祉相談センター・社会福祉協議会・活動支援センター・精神科病院等相談支援に関わる, 主に初任者及び経験年数が数年の者	H30.4.13	精神保健福祉センター	センター職員	44
	基礎講座2	医療観察法について, 障害者総合支援法, 地域移行・地域定着支援について		H30.4.19		水戸保護観察所職員 施設職員	55
	基礎講座3	精神疾患の理解(前半), 精神保健福祉法について		H30.4.26		センター職員	57
	基礎講座4	面接技術, 一般相談, ひきこもりへの対応 県の精神保健福祉施策について		H30.5.1		看護専門学院非常勤講師 県担当課, センター職員	58
	基礎研修	計					

#### イ 専門研修

保健所・市町村及び関係機関の職員を対象に専門研修を行うことにより、関係者の資質の向上に加え関係者の精神保健福祉事業等への積極的な取組を図ることを目的に実施した。(思春期・薬物・アルコール関係等は除く。)

	事業名	内容	対象者	実施日	会場	講師	人数
専 門 研 修	専門講座1	講義及び演習「PFAとは～災害時のメンタルヘルスケア」	保健所・市町村・医療機関職員職員・地域活動支援センター等	H30.12.14	精神保健福祉センター	筑波大学 准教授 心理相談室 臨床心理士	44
	専門講座2	クレプトマニア(窃盗症)治療の現状 ～常習窃盗者1900例の治療経験から 当事者・家族からのメッセージ	保健所・市町村・医療機関職員・地域活動支援センター職員等	H31.1.24	精神保健福祉センター	特定医療法人群馬会 赤城高原ホスピタル 院長	47
	専門研修	計					91

## (2) 講演・講話等の活動

関係機関が企画する研修等について講演・講話等を行い、精神保健福祉に関する理解促進等を行った。

	実施年月日	実施主体	内容	対象者	人数	担当職員職種
1	平成30年4月13日	稲敷市民生委員児童委員協議会	ひきこもりの理解と対応	民生委員, 市職員	90	心理職
2	6月13日	ひたちなか保健所	精神科救急医療体制	病院, 警察, 消防, 市町村職員	7	看護師
3	5月29日	県生活文化課	犯罪被害者支援について	市町村職員, 県職員	53	心理職
4	6月7日	日立保健所	薬物乱用防止について	薬物乱用防止指導員	24	心理職
5	6月11日	つくば保健所	薬物依存症と回復について	薬物乱用防止指導員	16	心理職
6	6月18日	県障害福祉課	精神科救急体制	病院, 警察, 市町村職員	155	事務職
7	6月14日	水戸保護観察所	薬物問題の基礎知識	保護司・家族	6	心理職
8	6月14日	県障害福祉課	地域生活支援従事者研修	生活支援員, PSW	180	看護師
9	6月19日	教育研修センター	新規採用養護教諭研修講座	新規採用養護教諭	29	心理職
10	7月3日	水戸地区養護教諭研究会	ネット・ゲーム依存について	養護教諭	25	心理職
11	7月26日	茨城県保険者協議会	アルコールに関する相談事業について	保健師・管理栄養士	43	心理職
12	8月1日	水戸地方務局	精神障害者の理解と対応	人権相談担当職員	50	心理職
13	8月7日	銚田市立大洋中学校	ネット・ゲーム依存について	教職員	22	心理職
14	8月20日	神栖市社会福祉協議会	ひきこもりの理解と対応	家族, 心配ごと相談員, 社協職員	20	心理職
15	9月13日	水戸保護観察所	薬物問題の基礎知識	保護司・家族	8	心理職
16	9月20日	潮来保健所	依存症の基礎知識	薬物乱用防止指導員	25	心理職
17	10月27日	県精神保健協会	ひきこもりの状況について	一般, 支援者	80	心理職
18	10月29日	水戸保護観察所	薬物問題の基礎知識	保護司・家族	20	心理職
19	11月2日	下妻市民生委員児童委員協議会	ひきこもりの理解と対応	民生委員, 市職員	80	心理職
20	11月7日	土浦市教育委員会	青少年の自殺の現状と対策	土浦市青少年問題協議会委員	20	保健師 心理職
21	11月19日	日立工業高校	インターネットと高校生の心理	教職員	50	心理職
22	11月22日 11月30日	県老人クラブ連合会	高齢者の自殺の現状と対策	県内の老人クラブリーダー	114	保健師 心理職
23	12月3日	県庁福祉指導課	依存症について	生活保護担当職員	60	心理職
24	12月10日	土浦保健所 スマイルアップ元気会	ひきこもり支援について	家族, 支援者, 保健所職員	70	心理職
25	12月10日	水戸保護観察所	薬物問題の基礎知識	保護司・家族	4	心理職
26	12月12日	水戸地方務局	精神障害者の理解と対応	人権相談担当職員	60	心理職
27	2月4日	水戸保護観察所	薬物問題の基礎知識	保護司・家族	5	心理職
28	2月11日	スポーツ文化協会	障害者スポーツ指導講習会	県内障害者スポーツ指導者	46	看護師
29	3月7日	牛久市社会福祉協議会	精神障害者の理解と対応	心配ごと相談員, 社協職員	20	心理職
30	3月8日	県女性相談センター	精神障害者の理解と対応	県内のDV相談を担当する支援者	60	心理職

### 3 普及啓発

講演会、家族教室、学生実習等及び各種リーフレットの作成・配布、視聴覚教材の貸し出し等を通じて精神保健に関する正しい知識の普及啓発を図った。

#### (1) 地域住民への講演、交流会等

区分	内容	対象者	実施日	会場	人数(人)
思春期セミナー	ネット・ゲーム依存の実態と予防・対応	一般県民・支援者等	平成31年3月15日	牛久市生涯学習センター エスカードホール	144
ひきこもり講演会	当時は当事者～元ひきこもりの本音と支援の可能性～	一般県民・支援者等	平成30年12月4日	ひたちなか市文化会館	79
アルコール健康障害普及啓発セミナー	アルコール健康障害の理解と対応	一般県民	平成30年11月11日	県西生涯学習センター	46

#### (2) 家族教室

区分	回数(回)	人数(人)
アルコール依存症	24	282
薬物依存症	24	130
ギャンブル依存症	7	40
思春期・青年期	12	87

#### (3) 当事者グループ活動

区分	回数(回)	人数(人)
思春期・青年期	51	273

#### (4) 薬物依存症回復支援

区分	回数(回)	人数(人)
回復支援プログラム	44	230
保護観察所講義	5	43

#### (5) 学生実習

①筑波大学医学部(医学群医学類)学生 14名(社会医学実習)を受け入れた。

○ 実習期間：平成30年6月19日(火)～6月20日(水)4年生 6名

平成30年6月19日(火)～6月26日(火)4年生 8名

○ 内容：精神保健福祉センターの役割、依存症の自助グループ活動、地域生活支援センターの活動等を知り、県内の医療や福祉サービスの現状を学ぶ。

②つくば国際大学看護学科学生12名(公衆衛生看護実習Ⅰ)を受け入れた。

○ 実習期間：平成31年1月16日(水)

○ 内容：精神保健福祉センター及びセンターでの保健師の役割、県内の精神医療の現状を学ぶ。

#### (6) リーフレット等の作成・配布

○ アルコール依存症からの回復ガイド「あなたへ」

○ 依存症相談窓口啓発ポスター

○ アルコール健康障害啓発チラシ

○ 「ひきこもり」に悩んだら・・・(パンフレット)

○ 「ひきこもりかな?」と思ったら(リーフレット, ポスター)

○ ひきこもり相談支援マニュアル

○ 精神保健福祉センターだより

○ 相談事例集

#### (7) 施設・視聴覚教材の貸出

センター施設(セミナー室・レクリエーションセンター)・視聴覚教材を、必要に応じて関係機関に対し貸出した。



## 4 協力組織の育成

### (1) 各組織の企画運営等に対する支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、協力組織の企画・運営等について援助・協力を行った。

組織区分	支援延回数
家族会	9
依存症の自助団体及び回復施設	18
その他	0
計	27

### (2) 関係団体の概要

#### ア 茨城県精神保健協会

精神保健問題に関心を有する個人及び医療・福祉・教育関係者などによって構成される幅広い精神保健福祉に関する啓蒙普及団体として、昭和33年に結成、活動を続けている。

当協会が平成30年度に実施した主な事業は次のとおりである。

- ① 心の健康づくり地域啓発推進事業(県委託事業)  
県内各地で心の健康に関する講演会を開催(7回)・地域啓発推進事業資料作成配布
- ② 機関誌【ぼんさんてーいはらき精神保健第101号】発行 700部  
特集 平成30年度茨城県精神保健協会記念講演会「不登校ひきこもりについて」
- ③ 総会記念講演会(講演:発達障害について) 80人
- ④ 精神保健相談事業の受託(1企業・1自治体)
- ⑤ 自殺予防対策事業(県委託事業) 県民の自殺防止対策のため、他相談機関の休みの多い土曜日  
日に相談電話を設置(こころのホットライン)。平成30年度実績 実施日数 103日 相談件数1,062件
- ⑥ コラム「心の時代へ」(茨城新聞)連載 11回
- ⑦ 福島県外避難者の心のケア事業受託(毎月第2, 4土曜日13~17時電話相談)

#### イ (社)茨城県精神保健福祉会連合会

昭和40年に発足した茨城県精神障害者家族会の長年にわたる活動実績が認められ、平成8年に社団法人茨城県精神障害者福祉会連合会として認可を受けた後、平成21年に現在の名称に変更、障害者が安心して暮らせる社会の実現を目的として、様々な事業を展開している。現在、地域家族会(18ヶ所)、病院家族会(1ヶ所)、NPO法人(7ヶ所)で組織されている。平成30年度に実施した主な事業は次のとおりである。

(ア) 精神障害者に対する理解と協力を広げる事業

- ① 機関紙【県連ニュース】の発行(茨城県共同募金会助成事業)
- ② 精神障害者福祉促進フォーラム事業(県委託事業)  
「第22回精神保健福祉フォーラムin水戸」  
【日 時】 平成30年10月30日(火) 午前10時30分~  
【場 所】 茨城県立文化センター 小ホール 参加者386名  
【内 容】
  - マル福推進運動経過報告
  - スピークアウト 障害者の自由な3分間
  - 地域家族会、関係団体等によるパフォーマンス
  - 家族会及びNPO法人、地域活動支援センターの展示バザー

(イ) 精神障害者及び家族のための相互支援事業

- ① 家族会運営助成事業(茨城県共同募金会助成事業)
- ② 家族会支援活動(茨城新聞文化福祉事業団助成事業)
- ③ ブロック研修会2回(県委託事業)

- ④精神障害者家族間の支援者の養成研修会(日本財団助成事業)
- ⑤家族会研修会(福祉団体等支援事業費補助金事業)
- ⑥家族会会長会議2回

#### ウ 精神保健ボランティアグループ

平成5年に精神保健ボランティア「遊の会」が発足、県内各地での精神保健福祉ボランティア育成支援活動及び市民への精神保健に関する啓発や当事者との交流活動を実施し、また県関係、家族会その他の各種行事に積極的に協力している。

また、平成6年度に当センターでボランティア講座を地域単位に実施したり、「遊の会」活動の波及効果もあり各地域で精神保健福祉ボランティアグループが結成され、活動している現状にある。

平成16年度から開始した県精神障害者スポーツ大会には、こうした精神保健福祉ボランティア団体の協力を得てスムーズな運営が図られ、平成30年度の第15回大会(6/23)も継続して協力が得られた。

#### エ アルコール・ギャンブル・薬物依存症自助グループ

アルコール等依存症者への継続した援助活動では、医療・福祉・保健機関の連携を欠くことができない。同時に依存症者とその家族による自助グループでの活動に負うところが大きい。

当センターにおいても、各自助グループと相互に協力しながら、相談支援、研修会等の事業を行った。

##### (ア) アルコール依存症者回復支援グループ

茨城県断酒友の会、NPO法人茨城県断酒つくばね会、AA(アルコールリクス・アノニマス)  
茨城県県北断酒目覚めの会

##### (イ) ギャンブル依存症者回復支援グループ

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)、ギャマノン、NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会 茨城

##### (ウ) 薬物依存症者回復支援グループ

茨城ダルク、NA(ナルコティックス・アノニマス)、ナラノン(NAR-ANON)、鹿島ダルク、潮騒ジョブトレーニングセンター

## 5 精神保健福祉相談・診療

精神科医，保健師，精神保健福祉士，心理技術者と多様な職種で構成される精神保健福祉センター機能を生かした相談援助を行うことにより，早期治療及び社会復帰，社会参加の促進を図っている。

表-1 診断書交付及び心理検査件数(過去10年間の推移)

年度 件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
心理検査 件数	1	0	1	1	4	2	4	2	0	4

表-2 相談延件数(過去10年間の推移)

(延件数)

年度 件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般相談	747	738	750	629	687	555	259	419	109	318
アルコール相談	49	35	41	34	38	59	58	49	30	56
薬物相談	15	13	19	16	29	33	43	31	37	39
思春期相談	280	269	188	131	74	55	43	14	31	99
計	1,091	1,055	998	810	828	702	403	513	207	512

表-3 相談実件数(過去10年間の推移)

(実件数)

年度 件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般相談	200	186	187	158	196	128	115	105	62	77
アルコール相談	39	29	37	33	36	52	53	49	27	47
薬物相談	14	11	17	16	27	33	37	31	66	30
思春期相談	61	58	57	47	28	28	22	14	31	28
計	314	284	298	254	287	241	227	199	186	182

表-4 平成30年度相談別・性別 件数(複数あり)

性別	精神的な病気・障害				行動上の問題									対人関係・心理的なこと				制度・福祉		教育	その他		合計			
	病気・障害	診療・相談機関	診療内容	社会復帰	アルコール・薬物	家庭内暴力	引きこもり	不適応	社会的問題行動	食行動の異常	性的問題	虐待	不登校	その他の行動	家庭内のこと	友人近隣恋人	学校内のこと	職場内のこと	性格など	施設関係	経済的なこと	日常生活		子育て・養育	人権	その他
男	8	1	1	5	80	4	5	3	6	0	5	0	5	26	16	1	6	6	8	1	9	0	1	0	39	236
女	6	4	0	3	20	2	0	1	0	0	0	3	14	11	1	2	1	8	1	1	0	0	0	11	89	
合計	14	5	1	8	100	6	5	4	6	0	5	0	8	40	27	2	8	7	16	2	10	0	1	0	50	325

表一五 平成21年度からの所内電話相談件数

(厚生労働省報告分類)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
老人精神保健	10	13	6	5	12	17	18	30	33	18
社会復帰	25	9	6	11	9	35	11	35	23	5
アルコール	53	43	19	22	23	47	54	88	98	109
薬物	25	16	22	11	12	15	35	56	49	52
ギャンブル(H25～)					3	18	22	22	43	71
思春期	37	36	11	17	39	78	46	76	76	91
こころの健康づくり	26	7	12	8	12	27	24	179	48	50
うつ・うつ状態(H21～)	26	30	11	30	43	46	36	66	142	152
摂食障害(H26～)						9	3	11	10	11
てんかん	0	0	0	0	0	0	1	4	6	9
その他	251	250	97	155	168	266	151	252	778	1550
合計	453	404	184	259	321	558	401	819	1,306	2,118

(社会的傾向:再掲)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
発達障害傾向(H21～)	2	21	2	7	20	25	14	38	53	37
DV(H22～)		2	2	2	3	6	6	9	26	14
家庭内暴力(H22～)		9	0	4	6	13	9	17	16	15
ひきこもり	3	16	1	0	12	3	2	12	24	13
不登校(H22～)		13	5	4	0	21	7	21	26	19
虐待(H22～)		2	1	0	5	5	3	9	7	6
自殺関連	5	7	4	13	5	2	5	7	26	28
(うち自死遺族:再掲)	0	2	0	0	1	1	2	0	0	2
犯罪被害	5	2	0	1	2	1	1	3	0	0
災害(H25～)					0	0	0	0	0	0

表-6 平成30年度診断別・性別・年齢別 来所者実件数

性別	診 断 名													合計	
	症状性を 含む器質 性精神障 害	精神作用 物質使用 における 精神及び 行動の障 害	統合失調 症・分裂 病及び妄 想性障 害	気分(感 情)障 害	神経性 障害、ス トレス関 連障害 及び身 体表現 障害	生理的障 害及び行 動の障 害	成人の 人格及び 行動の障 害	精神 遅滞	心理的 発達の 障害	小児期・ 青年期に 通常発症 する行動 及び情緒 の障害	未診 断・保 留	精神疾 患に起 因しな い事例	診察 なし		
	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F99	なし	診察 なし		
男	1	17	2	12	2	0	1	0	4	1	1	1	119	161	
女	3	6	5	7	0	0	0	1	2	0	0	0	34	58	
男・ 年齢別	0-9歳												1	1	
	10-19歳								2	1			19	22	
	20-29歳		2	1	3	2			2				19	29	
	30-39歳		1		2						1		24	28	
	40-49歳	1	7		6		1						20	35	
	50-59歳		4	1									23	28	
	60-69歳		1										6	7	
	70歳以上		2		1								1	7	11
	不明														0
	小計	1	17	2	12	2	0	1	0	4	1	1	1	119	161
女・ 年齢別	0-9歳													0	
	10-19歳				1				1				8	10	
	20-29歳			1	2			1	1				8	13	
	30-39歳	2	3	2									6	13	
	40-49歳	1	2	1	1								5	10	
	50-59歳		1	1	2								3	7	
	60-69歳												3	3	
	70歳以上				1								1	2	
	不明														0
	小計	3	6	5	7	0	0	0	1	2	0	0	0	34	58
合計	4	23	7	19	2	0	1	1	6	1	1	1	153	219	

(1) 一般相談

- ・ 事前予約制
- ・ 新規相談: 火・水・木曜日 午前10時30分, 午後1時, 午後2時30分の予約
- ・ 継続相談: 随時(本人又は家族と担当者の間で次回の日時を予約する。)

(2) 特定相談

① アルコール

アルコール関連問題に関する相談指導等は, 当センターにおける地域精神保健福祉業務の一環として, アルコール関連問題に関する普及・相談指導等総合的な対策を実施することにより, アルコール関連問題の発生予防, アルコール依存症者の社会復帰の促進等を図ることを目的として実施している。

個人相談と家族教室を行い, アルコール依存症者への対応の仕方, 医療機関や自助グループなどの紹介をしている。

また, 家族教室は, オープンミーティングであり, アルコール専門医・自助グループメンバーの協力を得て実施している。

ア 個別相談

- ・ 相談日(两会場以外にも一般相談日で対応することがある。)

水戸会場 : 第3木曜日 午後3時~5時(事前予約制)

於:精神保健福祉センター

土浦会場 : 第4木曜日 午後3時~4時30分(事前予約制)

於:土浦保健所

相談件数(再掲)

実 件 数	47 件 (新規25件)
相 談 延 件 数	56 件

相談対象者年齢別件数

( )内は女性

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	合 計
実件数	0	3	7(1)	13(3)	13	6(1)	5	47(5)

相談対象者職業別実件数

職 業	件 数
会社員	18
公務員	0
自営業	4
農 業	1
パート	4
主婦	0
学生	0
無 職	19
不 明	1
合 計	47

初回相談者別新規件数

相談者	件 数
本 人	12
夫	1
妻	11
父	4
母	10
子 供	4
同 胞	3
親 戚	0
知 人	1
関係者	1
合 計	47

来所経路別新規件数

経 路	件 数
医療機関(内科)	1
医療機関(精神科)	4
保 健 所	18
市 町 村	2
自助グループ	0
他相談機関	6
新 聞・広 報	0
知 人	1
インターネット	15
その他・不明	0
合 計	47

## イ 家族教室

家族が、アルコール依存症についての正しい知識を身に付けることと、家族が安心を得られることを目的に、定期的に家族教室を開催した。

- (ア) 実施回数 24 回 (水戸会場 12回 , 土浦会場 12回)  
 (イ) 参加者数 282 人 (水戸会場 145人 , 土浦会場 137人)  
 (ウ) 内 容 (プログラム)

[水戸会場] 第3木曜日(午後1時30分～3時)

開催日	内 容
平成30年4月19日(木)	治療したくない人に治療をすすめるには?
5月17日(木)	「暴力」への上手な対応の仕方
6月21日(木)	イネイブリングって何?
7月19日(木)	Q&A 専門職や当事者に聞いてみよう
8月16日(木)	アルコール依存症とは?
9月20日(木)	依存症の治療と予後について
10月18日(木)	自助グループは何故必要か
11月15日(木)	本人への接し方再考(家族の役割)
12月20日(木)	治療したくない人に治療をすすめるには?
平成31年1月17日(木)	「暴力」への上手な対応の仕方
2月21日(木)	イネイブリングって何?
3月14日(木)	Q&A 専門職や当事者に聞いてみよう

[土浦会場] 第4木曜日(午後1時30分～3時)

開催日	内 容
平成30年4月26日(木)	「暴力」への上手な対応の仕方
5月24日(木)	イネイブリングって何?
6月28日(木)	Q&A 専門職や当事者に聞いてみよう
7月26日(木)	アルコール依存症とは?
8月23日(木)	依存症の治療と予後について
9月27日(木)	自助グループは何故必要か
10月25日(木)	本人への接し方再考(家族の役割)
11月22日(木)	治療したくない人に治療をすすめるには?
12月27日(木)	「暴力」への上手な対応の仕方
平成31年1月24日(木)	イネイブリングって何?
2月28日(木)	Q&A 専門職や当事者に聞いてみよう
3月28日(木)	アルコール依存症とは?

## ウ 広報誌等

- \* 「あなたへ～アルコール健康障害からの回復ガイド」2019年度版 3,000部作成

## ② 思 春 期

思春期問題については、精神保健福祉活動の一環として、個別相談やグループ活動、講座、セミナー等、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持、増進のための事業を実施している。

### ア 思春期相談

- ・ 相談日：月～金曜日 午前10時30分、午後1時、2時30分(完全予約制)

相談件数(再掲)

実 件 数	27 件
延 件 数	99 件

### イ 思春期グループ活動（グループ名「ソフトボイルドエッグ」）

概ね13～25歳までの方のグループ。ゲームや手芸などの活動を通して、対人関係の改善や気持ちの安定を図っている。（毎週水曜日 午後2時～3時30分）

実施回数	延べ人員	実 人 員
51回	273人（平均 5.4人）	19人（男性 13人・女性 6人）

### ウ 思春期・青年期親の会

思春期～青年期(年齢が10～30代)の子を持つ保護者を対象。親子関係の葛藤や保護者自身が抱えるストレスの軽減を目的としている。（毎月第3水曜日 午前10時30分～12時）

実施回数	延べ人員	実 人 員
12回	87人（平均 7.3人）	21人（男性 3人・女性 18人）

### エ 思春期セミナー

思春期精神保健福祉に従事する者、または関心のある一般住民を対象として、相談活動の充実と子どもたちへの理解を深めることを目的として実施している。

平成29年度は自傷行為をテーマとした研修を行った。講師からはリストカットをしてしまう理由とその対処法、支援者の取るべき態度などを分かりやすく講義いただいた。

- ・ 日 時 平成31年3月15日(金)
- ・ 会 場 牛久市生涯学習センター エスカードホール
- ・ 内 容 「ネット・ゲーム依存の実態と予防・対応」  
講師：三原 聡子 氏 （久里浜医療センター ネット依存治療部門／主任臨床心理士）
- ・ 参加者 144人



### ③ 薬物特定相談

平成11年度から厚生労働省より発出された「薬物乱用防止対策事業の実施について」に基づき、本県では、薬物特定相談を開始し、当センターが業務を行うことになった。当センターでは平成8年度より「アルコール・薬物依存症関連問題事業」を実施してきたので、その事業の土台の上に本事業を実施した。

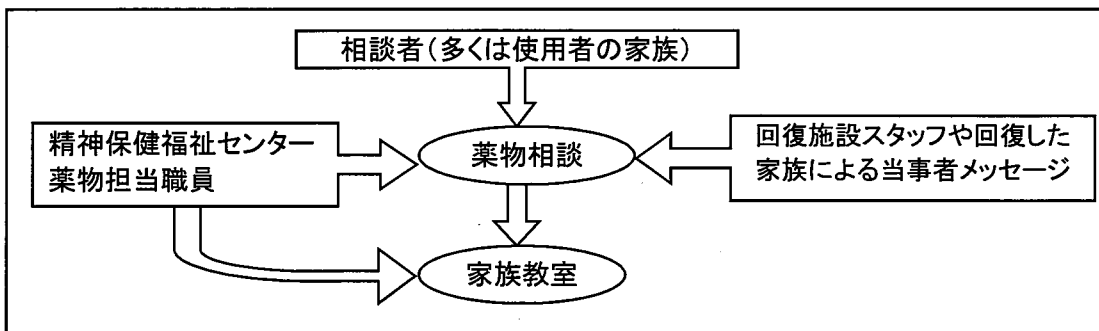
本県では、当センターが相談・家族教室を、県立こころの医療センターが解毒治療を、県内の回復施設がリハビリを担う方式で薬物依存症者及びその家族のケアを行っており、この方式は「茨城方式」として県内外の関係者に知られている。

本県の薬物相談では、基本的に依存症者本人ではなく依存症者の家族の相談を受けている。これは通常、依存症者本人には、薬物をやめようという意志がなく相談に来ないという理由によるものである。

相談は、薬物相談担当職員が依存症者の家族の相談を受け、その後家族の希望があれば回復施設のスタッフ(元薬物使用者)のメッセージを家族に聞かせるという手順で行われ、その中で本人を回復の道につなぐための対処法を考えていく。

下図は、相談の流れを図示したものである。また、相談に来た家族には家族教室への参加を勧めている。

図. 薬物相談の流れ



#### ア 個別相談指導

毎月第1・3木曜日の午前中を定例相談日とし、センター職員・非常勤相談員(回復施設スタッフ)2名、家族サポーター(回復家族)で対応している。また、平成12年度より県西地区(会場:筑西保健所)と鹿行地区(会場:潮来保健所)で、それぞれ第2金曜日・第4金曜日に相談を行っている。いずれもセンター職員・回復施設スタッフ2名・保健所職員で対応している。相談の対象は、薬物依存症者の家族であるが、本人が来所した場合には、適宜対応している。

#### 使用薬物別件数(再掲)

	覚せい剤	大麻	その他	実件数	延件数
精神保健福祉センター	12	6	6	24	31
日立保健所	0	0	1	1	1
潮来保健所	1	0	0	1	1
竜ヶ崎保健所	3	0	0	3	3
筑西保健所	1	0	0	1	3
合計	17	6	7	30	39

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
薬物相談(実数)	17	16	27	33	37	31	32	30

## イ 家族教室

毎月第1木曜日の午後に精神保健福祉センターで、第2金曜日に筑西保健所と共催で開催した。  
※相談に来所した家族や相談ケースにかかわる関係者に随時参加を勧めている。

### ○ 水戸地区(茨城県精神保健福祉センター) \*実施回数12回 参加人数63名

開催月日	テーマ
平成30年 4月5日	薬物依存症とは何か
5月10日	ダルクの役割・現状・課題
6月7日	薬物問題最前線
7月5日	ダルクからのメッセージ
8月2日	ギャマノンからのメッセージ
9月6日	ナラノンからのメッセージ
10月4日	薬物依存症とは何か
11月1日	ダルクの役割・現状・課題
12月6日	保護観察官のお話
平成31年 1月10日	ダルクからのメッセージ
2月7日	AA/GAからのメッセージ
3月7日	ナラノンからのメッセージ

### ○ 県西地区(筑西保健所) \*実施回数12回 参加人数67名

開催月日	テーマ
平成30年 4月13日	依存症についてよく知ろう
5月11日	暴力にどう対応しよう？
6月8日	イネイブリングをやめるとは？
7月13日	家族の生活を豊かにする
8月10日	コミュニケーションを変えよう
9月14日	依存症の回復について知る
10月12日	依存症についてよく知ろう
11月9日	暴力にどう対応しよう？
12月14日	イネイブリングをやめるとは？
平成31年 1月11日	家族の生活を豊かにする
2月8日	コミュニケーションを変えよう
3月8日	依存症の回復について知る

## ウ 集団認知行動療法

平成28年7月から、茨城依存症回復支援プログラム(あい♥あるP)を無料で実施している。テキストを活用した全8回のプログラムである。「再使用の引き金」「自助グループ」「強くなるより賢くなろう」などのテーマがある。

年 度	H28	H29	H30
実施回数	37	47	44
参加者延数	144	205	230

## 6 アルコール・薬物依存症対策

本事業は、アルコール・薬物依存症に対する広義の二次予防・三次予防対策事業として平成8年度より実施している。実施に当たって総合的な対策をネットワークの強化促進と平行して進めている。

### (1) 専門研修とネットワークの促進

アルコール・薬物依存症対策として、地域における具体的に連携するための共通理解の促進、各関係機関の相互理解と協力関係の確保、回復の場の理解を目的として専門研修を行った。

### (2) 関係者及び県民への啓発研修

NPO法人断酒つくばね会と共催でアルコール健康障害啓発セミナーを開催した。

### (3) 自助グループの支援育成

各種自助グループに研修会講師等を依頼した。依存症についての啓発活動への参加を通して、自助グループの育成を図った。

### ○ アルコール・薬物依存症関連問題事業実績

区分	日時	会場	対象	内容	講師・話題提供者等	参加人数	
専門研修等	薬物問題研究会	7月20日(金)	結城市民文化センターアクロス	保健・医療・福祉・学校・民生委員・一般県民等	刑の一部執行猶予制度について何だっけ	水戸保護観察所 茨城ダルク 県立こころの医療センター	100
	アディクション専門研修会	10月5日(金)に実施予定であったが、直前に講師体調不良により中止となった。					
ネットワーク事業	アルコール健康障害啓発セミナー	11月11日(日)	県西生涯学習センター	保健・医療・福祉・自助グループ・一般県民等	アルコール健康障害の理解と対応	豊後荘病院断酒会	46
	依存症合同家族セミナー	1月31日(木)	精神保健福祉センター	保健・医療・福祉・自助グループ・一般県民等	行政では教えてくれないお金の知識	ギャンブル依存症問題を考える会 ギヤマン ギャンブル依存症家族の会	63
	アディクションフォーラム	3月16日(土)	県立健康プラザ	保健・医療・福祉・自助グループ・一般県民等	知ってますか？依存症	アパリクリニック	148
						合計	357

## 7 自殺予防対策

平成28年8月に自殺対策推進センターを精神保健福祉センター内に設置し、従来の自殺対策関連事業を集約するとともに、ホームページを開設し、自殺関連情報の提供を開始した。

### (1) 電話相談事業

※名称は「いばらきこころのホットライン」

心の問題について電話で相談したい県民のために専用回線による電話相談を平成4年6月から実施している。

平日はセンターで実施しており、平成30年度の相談件数は、2,626件で月平均219件であった。

「何時掛けても電話がつかない」との苦情も寄せられるなど、相談のニーズは高い。

また、相談員間の情報交換等を目的としたカンファレンスを隔月に1回実施し、より効果的な対応に努めた。

◇ 相談日時：月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日を除く）午前9時～午後4時

（いばらきこころのホットラインは、平日は精神保健福祉センターが実施。土・日は精神保健協会に委託）

◇ 相談担当者：相談嘱託員

○相談件数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平日	3,147	2,773	2,832	2,944	2,654	2,626
土日	1,079	1,169	1,155	1,087	1,129	1,062
合計	4,226	3,942	3,987	4,031	3,783	3,688

#### ア いばらきこころのホットライン実績(月曜日から金曜日センター受付分)

- ・1月平均件数 219件
- ・1日平均件数 10.8件
- ・1回平均対応時間(10月実績) 28.3分(最長 150分 最短 1分)

#### イ 処遇別件数 (件数は重複してカウントされている場合もある)

カウンセリング	2,314 ( 80.9% )
センター相談診療の勧め	9 ( 0.3% )
情報提供	234 ( 8.2% )
受診治療(精神科・その他)の勧め	49 ( 1.7% )
保健所紹介	15 ( 0.5% )
他の相談機関紹介	33 ( 1.2% )
関係団体(機関)・組織紹介	6 ( 0.2% )
その他	201 ( 7.0% )
計	2,861 件

#### ウ 通話者 (件数は重複してカウントされている場合もある)

父親	8 ( 0.3% )	子ども	17 ( 0.7% )
母親	76 ( 2.9% )	嫁	1 ( 0.0% )
妻	17 ( 0.7% )	義父母	0 ( 0.0% )
夫	10 ( 0.4% )	知人・友人	6 ( 0.2% )
本人	2,274 ( 87.8% )	職場	1 ( 0.0% )
祖父母	3 ( 0.1% )	近隣住民	0 ( 0.0% )
兄弟姉妹	12 ( 0.5% )	その他	164 ( 6.3% )
叔父・叔母	2 ( 0.1% )	計	2,591 件

エ 新規利用者の相談経路(通話件数の7.6%)

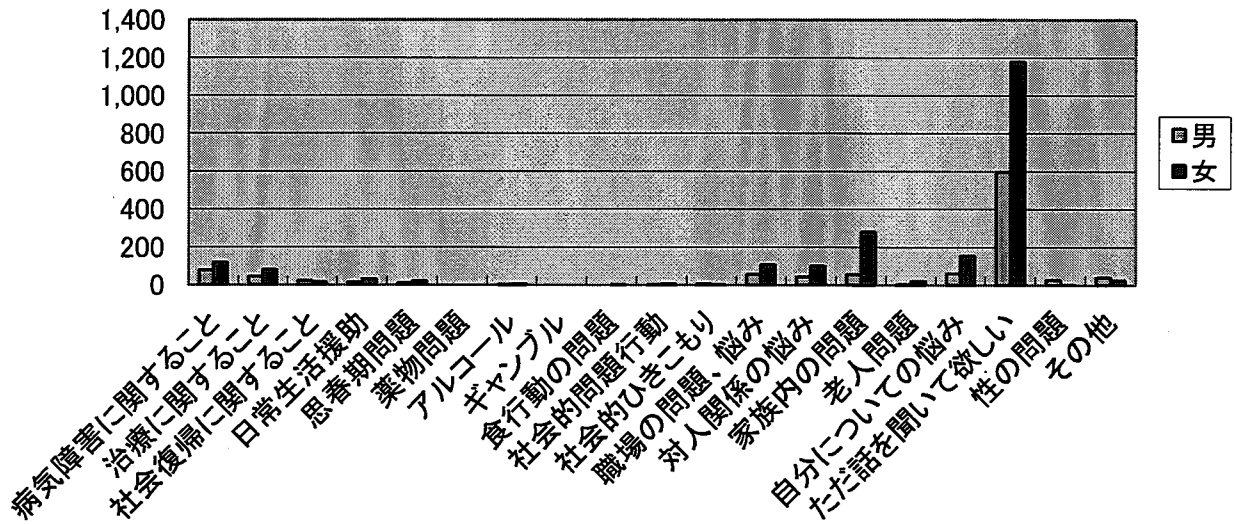
新聞	1
ラジオ・テレビ	0
電話帳	4
保健所	1
市町村役場	5
病院	5
便利帳	2

広報誌	6
他の相談機関	5
精神保健福祉センター	6
他の電話相談	1
インターネット(ホームページ)	80
その他	30
不明	54
計	200

オ 問題別件数(3,392件—件数は重複してカウントされている場合もある。但し無言・性別不明・留守番電話等は183件)

区分	病気障害に関する事	治療に関する事	社会復帰に関する事	日常生活援助	思春期問題	薬物問題	アルコール	ギャンブル	食行動の問題	社会的問題行動	社会的ひきこもり	職場の問題、悩み	対人関係の悩み	家族内の問題	老人問題	自分についての悩み	ただ話を聞いて欲しい	性の問題	その他	計
男	77	44	22	13	10	0	1	0	0	2	7	56	42	56	4	61	597	28	41	1,061
女	118	79	16	31	20	0	6	0	1	6	2	106	99	281	21	155	1,179	2	26	2,148
計	195	123	38	44	30	0	7	0	1	8	9	162	141	337	25	216	1,776	30	67	3,209
%	5.7%	3.6%	1.1%	1.3%	0.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	4.8%	4.2%	9.9%	0.7%	6.4%	52.4%	0.9%	2.1%	

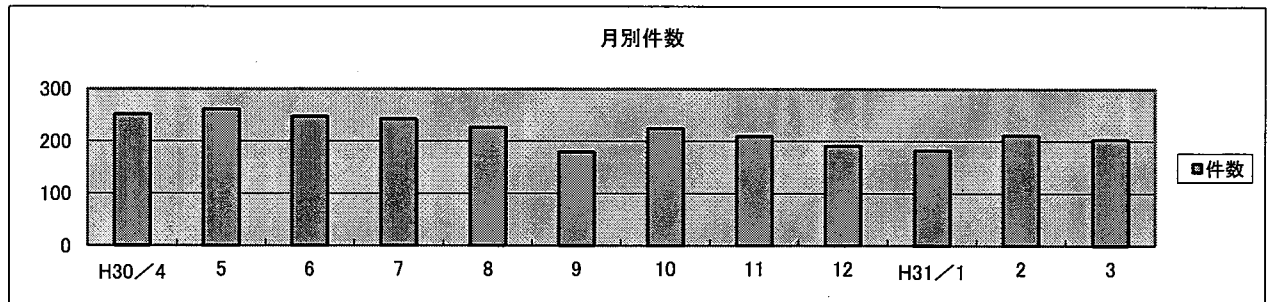
問題別行動(無言・留守電等は除く)



カ 月別件数 ( 年総数 2,626件, 月平均 219件 )

月別	H30/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31/1	2	3	計
件数	251	261	247	242	226	179	224	209	191	182	211	203	2,626
											月平均		218.8

月別件数



(2)人材育成

①ゲートキーパー指導者養成研修等

研修内容	対象者	実施日	会場	講師	人数
若者の自殺の予防と対策 (ゲートキーパー指導者養成研修会)	中学校・高等学校・ 保健所・市町村	H30.8.21	精神保健福 祉センター	筑波大学 准教 授	37
うつ病集団認知行動療法研修会	医療機関・保健所・ 市町村・社会福祉協 議会・障害者職業セ ンター 他	H31.2.2	精神保健福 祉センター	国際医療福祉大 学 教授 NTT東関東病院	10
自殺対策計画策定に係る研修会	市町村他	①H30.5.25 ②H31.1.29	精神保健福 祉センター	①牛久市社会福祉課課 長補佐 筑波大学准教授 ②自殺総合対策推進セ ンター自殺実態・統計分 析室長	①61 ②44
				計	152

②電話相談機関研修会

県内の電話相談機関の相談員を対象に技術向上を目的として実施した。電話相談に対する基本的態度や心がまえ、対応に迷う電話の理解などの講義を受け、具体的な事例や対応方法を学んだ。

- ・ 日 時 平成31年3月27日(水)
- ・ 場 所 精神保健福祉センター
- ・ 参加者 県内相談従事者46名
- ・ 内 容 講義「対応に迷う電話相談での掛け手への関わり方」  
講師 半田 一郎氏(子育てカウンセリング・リソースポート代表/臨床心理士)

## 8 ひきこもり対策

平成23年6月に、ひきこもり対策の総合調整機関として、「ひきこもり相談支援センター」を設置。家族からの相談を受け、適切な関係機関に繋げるほか、連絡会等を開催して関係機関との連携を図るとともに、関係者への研修、リーフレット、HP、講演会等による広報などを行っている。

### (1)相談業務

#### ア 相談実績(H30.4.1～H31.3.31)

区分	実件数			延べ件数		
	主訴ひきこもり	ひきこもり以外	計	主訴ひきこもり	ひきこもり以外	計
電話	192	87	279	371	109	480
面接	58	2	60	118	2	120
計	250	89	339	489	111	600

\*電話による相談の内容は、ひきこもりではなく「仕事を探している」「病院探している」というようなものもあるため、主訴を「ひきこもり」と「ひきこもり以外」に分けた。  
さらに、主訴ひきこもりの内容を、「イ 相談内容」のように分類した。また、内容による対応については「ウ 主訴ひきこもりの内容とその対応」のとおり。

#### イ 相談内容

不登校	学校に籍があるもの。
依存症	依存症関連の内容の場合。
病気(身体)	身体の障害、疾患をもっている方で、それに関連した内容の場合。
病気(精神)	精神疾患の診断を受けている人。病気が先行してひきこもっている場合。
求職中	具体的な職探しを希望している場合。
準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味(興味)に関する用事の時だけ外出する。(概ね6ヶ月)
完全ひきこもり	自室からほとんど出ない。自室から出るが、家からは出ない。普段は家にいるが、近所のコンビニなどには行ける。(概ね6ヶ月)

#### ウ 主訴ひきこもりの内容とその対応

主訴ひきこもりの内容	実件数	対 応 (複数あり)												計		
		教育関係	学校・児童相談所	保健所	病院	サポステ	カフェ	ジョブ	NPO他	社精セメンタ	精神保健福	市町村	継続		その他	相談終了
不登校	9	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10
依存症	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
病気(身体)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	
病気(精神)	19	0	0	2	6	0	0	0	1	1	4	1	7	22		
求職中	5	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3	6		
準ひきこもり	62	1	0	8	1	1	0	2	2	2	39	1	9	66		
完全ひきこもり	89	2	0	9	7	0	0	3	2	3	37	5	31	99		
その他	13	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	2	6	14		
不明	48	0	0	4	0	0	0	2	0	0	23	1	20	50		
計	250	7	1	25	17	2	1	9	6	7	107	11	79	272		

#### エ ひきこもり相談支援センターにおける相談件数の推移(カッコ内は主訴ひきこもりの件数)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実件数	251(182)	240(187)	269(228)	344(294)	339(250)
延べ件数	390(305)	411(305)	455(410)	639(578)	600(489)

(2) 関係機関との連絡調整・支援

① ひきこもり相談担当者連絡会

開催日	内容	出席者
平成30年5月22日	・昨年度実績および今年度の活動計画について ・ひきこもり支援に関わる各課事業について ・意見交換	庁内および出先機関のひきこもり関連事業担当者22名

② 研修会

ア ひきこもり支援研修会

開催日	内容	出席者
平成30年7月26日	講義・演習「ひきこもりの予防を考える～悪循環から好循環に・ソーシャルスキルの視点から～」 講師:土屋 徹 氏(Office夢風舎 舎長)	市町村, 教委, 社協, 地域包括支援センター, 高等学校教員, 民間団体, 保健所等 60名

イ ひきこもり支援団体研修会

開催日	内容	出席者
平成30年9月11日	講義「つながる力を身に着ける。回復循環型居場所づくり」 講師:寺西 敦 氏(八尾市パーソナルサポートセンター/社会的居場所事業 わかごぼう 主催)	市町村, 保健センター, 社協, 支援団体, 県担当課等40名

ウ ひきこもり専門研修会

開催日	内容	出席者
平成31年3月1日	講義・演習「WRAP(元気回復行動プラン)体験ワークショップ」 講師:福井 里江 氏(東京学芸大 准教授) 村松 秀樹 氏(WRAPファシリテーター)	支援団体, 教職員, 市町村等20名

③ 連絡協議会

開催日	内容	出席者
平成31年2月7日	(1)事業説明 ひきこもり対策推進事業の実施状況について (2)検討・意見交換 ①ひきこもり相談支援センターについて ②民間支援団体との連携 ③市町村との連携	連絡協議会委員, 事務局等25名

④ 保健所支援(事例検討会への参加・情報提供・講演)

開催日	内容	出席者
平成30年7月19日	常陸大宮保健所 地域連携会議	市町村, 社協, 警察, サポステ等25名
平成30年11月26日	竜ヶ崎保健所・土浦保健所 合同開催 平成30年度 ひきこもり対応研修会およびひきこもり対策事業担当者会議	管内市町村担当課, 県障害福祉課等28名 (研修会には家族教室参加者および一般県民30名)



### (3)情報発信

#### ア 一般県民への普及啓発

- ・ホームページ（精神保健福祉センターHP内、公式SNSに掲載 随時更新）
- ・ラジオ県だより、データ放送、ツイッターによる案内

#### イ 講演会

開催日	内容	参加者
平成30年12月4日	講話「当時は当事者～元ひきこもりの本音と支援の可能性～」 講師：田中成幸氏(NPO法人 育て上げネット) ひきこもり当事者からのメッセージ 大谷 武郎氏(ひきこもり大学茨城キャンパス 代表) 会場：ひたちなか市文化会館	一般県民, 関係機関職員等 80名

## 9 地域生活の支援

### (1)精神障害者地域生活支援事業

精神障害者が地域で安心して生活できるためには、市町村が中心となった支援体制づくりが必要となる。  
このため、保健所と一体となって市町村での処遇困難ケースのカンファレンスを行った。

保健所	支援市町村数	ケース数
水戸	6	10
土浦	2	2
鉾田	2	36
大宮	4	2
古河	3	2
日立	3	5
合計	20	57

### (2)精神障害者スポーツについての取り組み

精神障害者のスポーツへの取り組みについて、平成16年度から毎年、茨城県スポーツ文化交流協会との協働により「精神障害者スポーツ大会」を実施している。

#### 茨城県精神障害者スポーツ大会

競技種目はソフトバレーボールを使った6人制バレーボールを実施した。

〔時 期〕 平成30年6月23日

〔場 所〕 笠松運動公園体育館

〔参加者〕 11チーム 参加者 271名

〔優 勝〕 アップルハウス 全国障害者スポーツ大会関東ブロック地区予選会出場

## 10 調査及び情報提供

- ① 精神科救急体制について全国の都道府県に調査を行い、結果については、都道府県にフィードバックした。

## 11 措置入院関係業務及び精神科救急業務

当センターでは、警察官通報による業務を、全日夜間（17:15～8:30）及び土・日・祝日（8:30～17:15）について実施している。その他の警察官通報（平日8:30～17:15）及び措置業務については保健所で実施しており、警察官通報については、県として24時間365日対応となっており、夜間移送については各警察署の協力で移送体制を構築していたが、平成31年2月から火曜日のみ行政側での移送が試行された。

精神科救急業務のうち、速やかな精神科医療（診察・入院）が必要な方で、本人又は家族等からの相談に対しては一般救急医療相談窓口を設け、休日昼間（保健所）は8:30～17:00、平日夜間は17:00～22:00の時間帯で対応している。また、土曜及び日曜は平成26年2月より翌朝8:30までの対応となっており、平成27年2月からは金曜・祝日も含む体制に拡大した。（金曜を除く平日22:00～8:30は未実施）

警察官通報及び一般救急医療相談については、平成19年度から県立こころの医療センター内に精神科救急コールセンターを設けて、センター職員が待機している。土日祝日の昼間の警察官通報は、平成29年3月から精神保健福祉センターで待機している。（一般救急医療相談の木曜日（17:00～22:00）、金曜（17:00～翌8:30）、土・日祝日（8:30～翌8:30）については、NPO法人メンタルケア協議会へ委託）

### 精神科救急医療体制の状況

区 分		警察官通報	一般救急医療相談
平日	昼 間	保健所対応	保健所対応
	夜間（17:15～22:00） （一般救急は17:00～22:00）	H15.4～	H17.9～
	夜間（22:00～翌8:30）		H27.2～金曜のみ対応
休日	昼 間	H8.4～	H12.4～
	夜間（17:15～22:00） （一般救急は17:00～22:00）	H19.4～	H24.4～、H26.1～翌 8:30（祝日は除く）、 H27.2～（祝日も対 応）
	夜間（22:00～翌8:30）		

※H19～：警察官通報24時間対応

### (1) 精神科救急（コールセンター）における警察官通報処理状況

単位：件

内訳 年度	通報件数	内、診察件数	その他	
			措置入院	その他
24	86	80	55	25
25	107	99	52	47
26	98	85	40	45
27	84	70	36	34
28	93	72	35	37
29	97	65	39	26
30	87	46	25	21

※平成30年度警察官通報処理状況は別紙のとおり

### (2) 精神科救急（一般救急）における処理状況

内訳 年度	相談件数 (件)	相談者の内訳			入院者数 (当番病院) (人)
		本人 (件)	家族・親族 (件)	その他 (件)	
27	月～金 102	12 (11.8%)	51 (50.0%)	39 (38.2%)	16
28	月～金 108	18 (11.8%)	49 (50.0%)	41 (38.2%)	15
29	月～金 112	9 (11.8%)	55 (50.0%)	48 (38.2%)	30
30	月～金 78	16 (20.5%)	37 (47.4%)	25 (32.0%)	6

H30年度 警察官通報処理状況

月	申請通報件数			調査の結果診察不要			緊急措置診察			1次診察へ 1次診察のみ	2次診察実施			移送件数			
	緊急分	緊急以外	計	緊急分	緊急以外	計	措置	措置不要	最初から1次 診察 (緊急分以 外)		1次診察へ	法29条該当	措置以外入院	入院以外	調査から1次	1次から2次	2次から病院
4	11	4	15	3	3	6	8	5	3	1	6	0	6	0	1	1	0
5	5	0	5	0	0	0	5	3	2	0	3	1	1	0	0	0	0
6	6	3	9	0	2	2	6	4	2	1	5	1	3	1	0	0	0
7	7	4	11	3	3	6	4	0	4	1	1	0	1	0	1	1	0
8	2	1	3	0	0	0	2	2	0	1	3	0	3	0	1	1	0
9	4	5	9	2	3	5	2	1	1	2	3	0	2	1	0	2	0
10	2	1	3	1	1	2	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
11	3	3	6	2	1	3	1	1	0	2	3	0	3	0	2	2	0
12	7	2	9	5	2	7	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0
1	4	4	8	1	2	3	3	2	1	2	4	1	3	0	1	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	7	2	9	5	2	7	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0
計	58	29	87	22	19	41	36	22	14	10	32	3	25	4	10	7	0

## 12 精神医療審査会に関する事務

精神保健福祉法に基づき設置された「精神医療審査会」において、医療保護入院者の入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書の審査、精神科病院に入院中の者又はその保護者からの退院請求や処遇改善請求の審査を実施し、患者の適正医療並びに人権の確保を図っている。

### (1) 年度別精神医療審査会審査状況

単位:件数

内訳 年度	医療保護 入院届	医療保護入院 定期病状報告	措置入院 定期病状報告	退院請求	処遇改善 請求	合計
26	3,202	1,655	55	5	0	4,917
27	3,202	1,705	53	18	0	4,978
28	3,311	1,623	76	13	0	5,023
29	3,412	1,755	89	18	2	5,276
30	3,303	1,619	64	7	0	4,993

### (2) 年度別退院請求・処遇改善請求の処理状況

単位:件数

区分 年度	請求内容	請求 件数	審査 件数	請求 取下	要件 消失	審 査 結 果				計	審 査 中
						入院等は 適 当	他の入院 形態適当	入院継続 不 要	入院等は 不 適 当		
26	退院請求	17	5	6	5	4	-	1	-	5	1
	処遇改善請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	退院請求	26	18	2	4	18	-	-	-	18	2
	処遇改善請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	退院請求	19	13	1	5	13	-	-	-	13	-
	処遇改善請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	退院請求	27	18	5	4	18	-	-	-	18	-
	処遇改善請求	2	2	-	-	2	-	-	-	2	-
30	退院請求	15	7	6	2	7	-	-	-	7	-
	処遇改善請求	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-

### 13 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付事務

精神障害のため、日常生活や社会生活に制約のある方を対象に、医療や福祉の支援を受けやすくして自立と社会参加の促進を図ることを目的とした「精神障害者保健福祉手帳」の判定・交付事務を行っている。

なお、手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成29年度は対前年比で6.7%増となっている。

精神障害者保健福祉手帳については、医師の診断書添付の場合は手帳交付の可否の審査及び障害等級の判定を行い、「年金証書の写し」添付の場合は年金機構等へ照会し、年金の等級に応じ手帳を交付する。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年度末現在)

単位:人

区分		年度	26	27	28	29	30
等 級	1 級		1,754	1,920	1,884	1,967	1,896
	2 級		7,663	8,962	9,520	10,101	10,449
	3 級		3,945	4,879	5,267	5,725	5,840
	合 計		13,362	15,761	16,671	17,793	18,185

※市町村別交付者数ば別紙1のとおり

### 14 自立支援医療費(精神通院医療)支給の認定事務

精神障害者の通院医療を促進し、早期治療・早期退院・再発防止等適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用の9割に相当する額を、保険給付と併せて公費で負担する自立支援医療費認定事務を実施している。

平成18年4月の障害者自立支援法施行(平成25年度より障害者総合支援法)に伴い、受給者証の有効期間が2年間から1年間となり、また、所得に応じた自己負担が設定されており、利用者の一定の負担が求められているが、支給認定者数は毎年増加傾向にあり、平成29年度は対前年度比で5.9%の増となっている。

自立支援医療支給認定者数(各年度末現在)

単位:人

年度	26	27	28	29	30
承認者数	35,342	36,970	38,501	40,779	39,963

※市町村別、疾患別認定者数ば別紙2のとおり

## 別紙1

精神障害者保健福祉手帳交付者数 市町村別 平成31年3月31日現在

	市町村名	総計			
		1級	2級	3級	計
1	水戸	199	1,196	694	2,089
2	日立	119	550	483	1,152
3	土浦	106	594	324	1,024
4	古河	67	457	259	783
5	石岡	48	261	117	426
6	結城	38	229	121	388
7	龍ヶ崎	65	278	133	476
8	下妻	15	149	67	231
9	常総	52	195	94	341
10	常陸太田	32	176	75	283
11	高萩	14	111	68	193
12	北茨城	25	130	86	241
13	笠間	46	319	209	574
14	取手	72	510	284	866
15	牛久	64	306	161	531
16	つくば	113	725	460	1,298
17	ひたちなか	76	523	362	961
18	鹿嶋	29	247	111	387
19	潮来	21	95	32	148
20	守谷	33	222	146	401
21	常陸大宮	20	140	70	230
22	那珂	37	214	99	350
23	筑西	82	286	214	582
24	坂東	28	175	81	284
25	稲敷	55	155	59	269
26	かすみがうら	29	137	38	204
27	桜川	37	114	64	215
28	神栖	56	374	178	608
29	行方	32	114	47	193
30	銚子	30	151	65	246
31	つくばみらい	37	185	76	298
32	小美玉	24	165	80	269
33	茨城	31	115	45	191
34	大洗	15	65	34	114
35	城里	11	56	41	108
36	東海	23	134	77	234
37	大子	9	56	39	104
38	美浦	13	63	28	104
39	阿見	41	203	86	330
40	河内	7	36	17	60
41	八千代	10	56	25	91
42	五霞	8	26	20	54
43	境	10	79	39	128
44	利根	17	77	32	126
	県計	1,896	10,449	5,840	18,185

保健所別	市町村別	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			症状性を含む器質性精神障害 F0	精神作用物質使用による精神及び行動の障害 F1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 F2	気分障害 F3	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 F4	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 F5	成人の人格及び行動の障害 F6	精神遅滞 F7	心理的発達障害 F8	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 F9	てんかん G40	その他の精神障害 F99	分類不明
水戸		7,117	243	103	2,417	2,336	827	23	20	122	293	177	555	1	0
	水戸市	4,438	157	61	1,395	1,535	570	16	13	66	178	129	318	0	0
	笠間市	1,194	38	25	443	368	117	6	2	27	42	27	99	0	0
	小美玉市	579	22	8	227	169	50	0	0	8	35	9	51	0	0
	茨城町	428	13	7	165	130	40	1	2	7	18	5	39	1	0
	大洗町	232	4	1	88	74	23	0	2	6	8	4	22	0	0
	城里町	246	9	1	99	60	27	0	1	8	12	3	26	0	0
常陸大宮		2,390	75	25	1,000	678	206	2	9	69	74	26	226	0	0
	常陸太田市	688	20	5	301	219	51	1	4	15	17	8	47	0	0
	常陸大宮市	593	19	4	251	169	51	0	2	18	14	3	62	0	0
	那珂市	815	25	10	320	212	75	0	2	31	33	12	95	0	0
	大子町	294	11	6	128	78	29	1	1	5	10	3	22	0	0
日立		3,446	136	32	1,187	1,199	309	5	12	75	113	77	298	3	0
	日立市	2,511	108	21	847	892	217	4	11	60	93	63	193	2	0
	高萩市	431	15	5	148	147	44	0	1	6	8	5	52	0	0
	北茨城市	504	13	6	192	160	48	1	0	9	12	9	53	1	0
鉾田		959	43	20	413	249	70	1	5	18	26	18	95	1	0
	行方市	413	22	8	182	111	22	0	3	8	10	6	41	0	0
	鉾田市	546	21	12	231	138	48	1	2	10	16	12	54	1	0
潮来		2,217	91	106	703	784	146	10	10	40	97	35	194	1	0
	鹿嶋市	784	36	54	244	254	61	5	3	14	31	6	75	1	0
	潮来市	307	10	2	147	74	18	2	1	11	8	4	30	0	0
	神栖市	1,126	45	50	312	456	67	3	6	15	58	25	89	0	0
竜ヶ崎		5,930	197	53	1,914	2,451	529	26	13	80	208	118	341	0	0
	龍ヶ崎市	1,152	34	5	363	505	97	3	1	14	36	20	74	0	0
	取手市	1,771	72	14	537	694	193	13	1	23	76	33	115	0	0
	牛久市	1,275	32	9	424	569	94	5	4	14	29	34	61	0	0
	守谷市	846	26	13	251	361	79	2	3	9	42	21	39	0	0
	福敷市	544	24	6	201	206	34	1	2	14	19	5	32	0	0
	河内町	103	3	0	45	29	8	0	1	3	1	3	10	0	0
	利根町	239	6	6	93	87	24	2	1	3	5	2	10	0	0
土浦		4,488	195	45	1,553	1,691	295	21	17	71	185	76	339	0	0
	土浦市	2,160	112	16	711	856	142	15	8	28	85	40	147	0	0
	石岡市	951	29	18	359	299	69	3	5	22	36	13	98	0	0
	かすみがうら市	487	20	2	186	173	23	3	2	7	26	3	42	0	0
	美浦村	206	11	2	76	82	12	0	1	2	4	1	15	0	0
	阿見町	684	23	7	221	281	49	0	1	12	34	19	37	0	0
筑西		2,796	102	48	982	1,074	178	8	8	64	60	48	224	0	0
	結城市	829	20	24	262	344	47	3	3	16	21	12	77	0	0
	筑西市	1,444	62	17	530	549	87	4	4	30	25	27	109	0	0
	桜川市	523	20	7	190	181	44	1	1	18	14	9	38	0	0
常総		2,234	80	33	820	722	190	11	10	81	58	35	194	0	0
	下妻市	520	19	5	190	175	40	5	6	15	16	7	42	0	0
	常総市	858	26	15	326	276	71	5	2	27	24	16	70	0	0
	坂東市	642	28	9	221	202	60	1	2	33	14	8	64	0	0
	八千代町	214	7	4	83	69	19	0	0	6	4	4	18	0	0
古河		2,114	61	43	743	766	142	10	19	49	46	28	207	0	0
	古河市	1,709	47	34	588	638	111	10	16	33	42	21	169	0	0
	五霞町	96	5	2	35	27	10	0	1	6	1	1	8	0	0
	境町	309	9	7	120	101	21	0	2	10	3	6	30	0	0
つくば		3,540	158	42	948	1,453	397	13	14	49	166	85	214	1	0
	つくば市	2,853	125	32	733	1,190	314	11	12	36	144	74	181	1	0
	つくばみらい市	687	33	10	215	263	83	2	2	13	22	11	33	0	0
ひたちなか		2,732	92	22	827	936	360	4	8	51	120	82	230	0	0
	ひたちなか市	2,177	72	19	669	736	284	4	6	41	95	67	184	0	0
	東海村	555	20	3	158	200	76	0	2	10	25	15	46	0	0
県外・不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		39,963	1,473	572	13,507	14,339	3,649	134	145	769	1,446	805	3,117	7	0
割合(%)			3.69	1.43	33.8	35.88	9.13	0.34	0.36	1.92	3.62	2.01	7.8	0.02	0



## 15 各種審議会・会議・研究会等

### (1) 関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会

関東甲信越地区の10都県（12のセンター）と6政令指定都市の精神保健福祉センターで構成される連絡協議会は、技術向上と情報交換を図り、地域精神保健福祉の推進、連携に資することを目的に毎年持ち回りで開催されている。

○平成30年度開催自治体：新潟県

① 日時・場所：平成30年12月7日（金）10:00～ 於：新潟ユニゾンプラザ

② 内容

【講演】

「措置入院者の退院支援～ガイドライン運用における精神保健福祉の役割と関係機関との連携のあり方について」

講師：立川メディカルセンター 柏崎厚生病院 院長 松田ひろし

【協議】

テーマ1 「精神保健福祉手帳・自立支援医療判定業務」

テーマ2 「依存症対策」

テーマ3 「措置ガイドライン」

### (2) 所内カンファレンス

① インテークカンファレンス

センターにおける新規相談のケースについては、今後の対応を検討し担当者を決めるとともに、インテーク技術の向上や相談内容の傾向を確認する等のために、インテークカンファレンスを毎週月曜日に実施した。

② 電話相談カンファレンス

「こころの電話相談」については、5人の相談員が交代で行っているが、相談の8割以上が再利用者であることから、対応の統一性を図るとともに情報交換を行う必要があり、相談員・センター職員で構成する事例検討会を定期的の実施した。（実施回数：6回）

### (3) 心神喪失者等医療観察法に基づくケア会議

心神喪失者等医療観察法対象者の地域処遇に携わる関係機関において必要な情報を共有し、処遇方針の検討を行う水戸保護観察所主催のケア会議に出席し、必要な助言を行った。

### (4) 精神科救急情報センター関東ブロック連絡協議会

関東1都6県・政令市5市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）で構成され、技術向上と情報交換を目的にして毎年持ち回りで開催されている。

○平成30年度開催自治体：東京

①日時・場所

平成31年2月1日（金）10:00～ 於：東京都健康プラザ

②内容

○討議事項

- ・一般救急電話対応職員研修について
- ・医療観察法の可能性のある事例について
- ・保護なし通報の取り扱いについて
- ・23条通報の推移と傾向について
- ・受診先病院の依頼に関する公平性をどう考えるか
- ・地域の関係者による協議の場について
- ・緊急措置の運用について
- ・外国人に対する通訳者の派遣システムについて

### Ⅲ 参考資料

- 1 茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例
- 2 茨城県精神医療審査会運営要項
- 3 障害者手帳・自立支援医療(精神通院)審査会運営要項
- 4 精神科病院一覧

# 1 茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例

〔平成14年3月27日〕  
茨城県条例第17号

茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例を公布する。

茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例

茨城県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和42年茨城県条例第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第8条の規定に基づき、同法第6条第1項の規定により設置する茨城県精神保健福祉センターの診療料及び手数料(以下「診療料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療料等の額)

第2条 診療料等の額は、次の表のとおりとする。

区 分		金 額	
診 療 料		健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額	
手 数 料	診 断 書	1通につき	1,370円
	検査成績書の謄本	1通につき	1,370円

(診療料等の納付)

第3条 診療料等は、その都度納付しなければならない。

(診療料等の減免)

第4条 知事は、診療料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき又は特別な事情があると認めるときは、診療料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

最終改正 平成26年4月1日

## 2 茨城県精神医療審査会運営要項

### 第1 趣旨

この要項は、精神医療審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和25年政令第155号)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 合議体の設置

- 1 審査会に2つの合議体を置くものとする。
- 2 それぞれの合議体において、委員の事故等に備え予備委員を他の合議体の委員(合議体を構成しない委員を含む。)のうちから定めておくものとする。

### 第3 合議体の所掌

合議体は、定期の報告等の審査については、別表に掲げる病院ごとに行うものとする。

### 第4 合議体の定足数

合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験のある者の中から任命された委員、法律に関し学識経験を有するから任命された委員及び精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者の中から任命された委員がそれぞれ出席すれば議事を開き、議決することができるが、できる限り合議体を構成する5人の委員により審査を行うものとする。

### 第5 決議

- 1 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、他の合議体において審査する。ただし、当該合議体においても可否同数となった場合は、当初当該議事について審査した合議体の長が決するものとする。
- 2 審査会は、合議体の決議をもって審査会の決議とする。
- 3 知事が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ知事が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができるものとする。

### 第6 関係者の排除

- 1 合議体を構成する委員(以下「委員」という。)が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。
  - (1) 委員が当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者又は当該精神病院に勤務(非常勤を含む)している者であるとき。
  - (2) 委員が当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医(以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医)であるとき。
  - (3) 委員が当該患者の入院について法第33条第1項の同意を行った保護者、第33条第2項の同意を行った扶養義務者又は第34条の同意を行った保護者又は扶養義務者であるとき。
  - (4) 委員が当該患者の配偶者又は三親等内の親族であるとき。
  - (5) 委員が当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
  - (6) 委員が当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。
- 2 議事に加わることのできない委員の確認については、あらかじめ精神病院の管理者又は指定医である委員について、所属先の精神病院の名称を申し出てもらい、県において確認するものとする。また、個別の患者の審査に際し、委員からの申し出により行うものとする。
- 3 委員は、第1項各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、議事に加わらないことができる。

### 第7 退院等の請求の処理

#### 1 合議体が行う審査のための事前手続

- (1) 意見聴取を行う委員(2名以上で、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。)は、次に掲げる者に面接により、退院等の請求に関する意見聴取を行うものとする。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合においては、この限りでない。また、保護者等については、遠隔地居住等やむを得ない事情がある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。

- ア 当該患者
  - イ 請求者
  - ウ 病院管理者又はその代理人
  - エ 当該患者の保護者等
- (2) 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。
- (3) 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を第1号に掲げる者に送付し、記録を求めておくものとする。
- (4) 面接の際には、意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会のあることを、伝えなければならない。なお、精神病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
- (5) 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- また、必要に応じて、精神病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。
- 2 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等
- (1) 合議体は、審査にあたって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。
    - ア 当該患者
    - イ 請求者
    - ウ 病院管理者又はその代理人
    - エ 当該患者の主治医等
    - オ 当該患者の保護者等
  - (2) 合議体は、審査にあたって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。
    - ア 病院管理者又はその代理人
    - イ 当該患者の主治医等
    - ウ その他の関係者
  - (3) 請求者、病院管理者若しくはその代理人、及びその他合議体が認めた者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、前項による意見聴取により十分意見を把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 合議体での審査に関するその他の事項
- (1) 合議体は、審査を行うに当たって、特に必要があると認める場合には、知事に対して、法第38条の6の規定に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。なお、その結果について報告を求めることができる。
  - (2) 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。
  - (3) 退院の請求がなされた場合においても、審査の結果、処遇の改善が必要と判断した場合には、その旨を知事に通知するものとする。
- 4 その他退院等の請求に関して必要な事項
- (1) 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が知事になされ、又は当該患者が病院から退院し、知事から審査会にその旨の報告があった場合には、これにより審査を終了する。ただし、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査を行うものとする。
  - (2) 知事は、請求を受理してからおおむね1か月、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね3か月以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。
- 5 知事は、精神病院に入院中の患者から電話相談を受け、特に必要があると認める場合には、その内容及び対応を次回の審査会に報告するものとする。合議体は、当該電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、知事に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

第8 定期の報告等の審査

1 合議体が行う審査のための事前手続

- (1) 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼することができる。
- (2) 合議体は、審査をするにあたって、必要に応じて、対象となる入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。  
また、必要に応じて、精神病院の管理者その他関係者に対して調査対象となる入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

2 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

- (1) 合議体は、審査にあたって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。
  - ア 当該患者
  - イ 病院管理者又はその代理人
  - ウ 当該患者の主治医等
- (2) 合議体は、審査にあたって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。
  - ア 病院管理者又はその代理人
  - イ 当該患者の主治医等
  - ウ その他の関係者

3 合議体の審査に関するその他の事項

- (1) 審査会は、合議体の審査にあたって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、知事に対し、法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神病院に対して知事が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

第9 審査結果の知事への通知

審査会は、審査終了後速やかに知事に対して、審査内容の結果を通知するものとする。

第10 審査の非公開

合議体の審査は非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については、公開することを原則とする。

第11 資料及び記録の保存

審査会は、審査の資料及び議事内容の記録については、少なくとも5年間は保存するものとする。

第12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は審査会が別に定めるものとする。

付 則

この要項は、昭和63年7月1日から適用する。

改正・適用 平成元年10月1日 平成2年7月1日 平成2年10月1日 平成7年10月1日 平成12年4月1日  
平成16年1月1日 平成18年4月1日 平成20年4月1日 平成21年4月1日 平成25年4月1日  
平成26年4月1日 平成28年4月1日 平成31年4月1日

別 表

合議体が定期報告書等の審査を行う病院

A	下館病院、茨城県立こころの医療センター、桜井病院
合 議 体	筑波大学附属病院、石崎病院、みやざきホスピタル、宮本病院、豊後荘病院、 猿島厚生病院、回春荘病院、小柳病院、汐ヶ崎病院、山岳荘小松崎病院、 栗田病院、永井ひたちの森病院、袋田病院、朝田病院、日立梅ヶ丘病院、 江戸崎病院、池田病院、とよさと病院、筑波東病院、常総病院、つくば病院、 鹿島病院、大原神経科病院、ホスピタル坂東、廣橋病院
B	丸山荘病院、土浦厚生病院、水海道厚生病院
合 議 体	筑波大学附属病院、石崎病院、みやざきホスピタル、宮本病院、豊後荘病院、 猿島厚生病院、回春荘病院、小柳病院、汐ヶ崎病院、山岳荘小松崎病院、 栗田病院、永井ひたちの森病院、袋田病院、朝田病院、日立梅ヶ丘病院、 江戸崎病院、池田病院、とよさと病院、筑波東病院、常総病院、つくば病院、 鹿島病院、大原神経科病院、ホスピタル坂東、廣橋病院

### 3 障害者手帳・自立支援医療(精神通院)審査会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条第2項第4号に係る、第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る)に関する専門的な審査を行う審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の名称)

第2条 審査会の名称は、障害者手帳・自立支援医療(精神通院)審査会とする。

(委員)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、精神保健福祉センター長が召集する。

(協議・検討)

第7条 審査会は、原則として精神保健福祉センター長から審査を依頼された、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 実支援医療費(精神通院)支給認定の申請に係る適否の判定

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付の申請に係る交付の適否及び障害等級の判定

2 精神保健福祉センター所属の委員は、審査会の協議・検討を経ずに前項の規定に係る判定を行うことができるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会に関する庶務は、精神保健福祉センターにおいて行う。

(支給の方法)

第10条 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、翌月15日に口座振替により支給する。ただし、その日が休日であるときは、直前の平日に支給する。

付 則

この要項は、平成14年4月24日から施行する。

改正・施行 平成18年4月3日 平成19年4月24日 平成20年4月22日 平成27年4月1日

別 表

(省 略)

#### 4 精神科病院等一覧

##### (1) 精神科病院

(平成31年1月1日現在)

区分	番号	病院名	開設者	電話番号	所在地	
国立	1	筑波大学附属病院	国立大学法人	029-853-3900	〒305-0005 つくば市天久保2-1-1	
県立	2	県立こころの医療センター	茨城県	0296-77-1151	〒309-1717 笠間市旭町654	
指定病院	3	石崎病院	(公財)報恩会	029-293-7155	〒311-3122 東茨城郡茨城町上石崎4698	
	4	みやざきホスピタル	(医)精光会	0297-87-3321	〒301-0902 稲敷市上根本3474	
	5	丸山荘病院	(医)滝田会	0299-43-0079	〒315-0116 石岡市柿岡3787	
	6	土浦厚生病院	(医)霞水会	029-821-2200	〒300-0064 土浦市東若松町3969	
	7	宮本病院	(医)盡誠会	0299-79-2114	〒300-0605 稲敷市幸田1247	
	8	豊後荘病院	(医)新生会	0299-44-3211	〒315-0112 石岡市部原760-1	
	9	猿島厚生病院	(医)共助会	0280-98-2231	〒306-0233 古河市西牛谷737	
	10	回春荘病院	(医)光風会	0294-52-3115	〒319-1221 日立市大みか町6-17-1	
	11	小柳病院	(医)慈政会	0280-97-1110	〒306-0202 古河市稲宮1001	
	12	汐ヶ崎病院	(医)碧水会	029-269-2226	〒311-1115 水戸市大串町715	
	13	栗田病院	(医社)有朋会	029-298-0175	〒311-0117 那珂市豊喰505	
	14	永井ひたちの森病院	(医)永慈会	0294-44-8800	〒319-1413 日立市小木津町966	
	15	下館病院	(医社)平仁会	0296-22-7558	〒308-0843 筑西市野殿1131	
	16	袋田病院	(医)直志会	02957-2-2371	〒319-3521 久慈郡大子町北田気76	
	17	朝田病院	(医社)恵和会	029-887-0310	〒300-0333 稲敷郡阿見町若栗2584	
	18	日立梅ヶ丘病院	(医)圭愛会	0294-34-2103	〒316-0012 日立市大久保町2409-3	
	19	江戸崎病院	(医社)広文会	029-894-2611	〒300-0621 稲敷市阿波1299	
	20	池田病院	(医社)八峰会	0297-64-1152	〒301-0856 龍ヶ崎市貝原塚町3690-2	
	21	とよさと病院	(医)つくば健仁会	029-847-2631	〒300-2615 つくば市田倉4725	
	22	常総病院	(医)中村会	0297-78-8707	〒302-0038 取手市下高井2371	
	23	水海道厚生病院	(医)仁愛会	0297-27-0721	〒303-0043 常総市内守谷町3770-7	
	24	つくば病院	(医)聖和会	0299-26-1271	〒311-3433 小美玉市高崎2032-6	
	25	筑波東病院	(医社)筑波東病院	029-843-2121	〒300-0844 土浦市乙戸57-1	
	26	鹿島病院	(公財)鹿島病院	0299-82-1271	〒314-0012 鹿嶋市平井1129-2	
	27	大原神経科病院	(医)日立渚会	0294-52-4352	〒319-1221 日立市大みか町1-13-18	
	28	ホスピタル坂東	(医)清風会	0297-44-2000	〒306-0515 坂東市沓掛411	
	非指定病院	29	三岳荘小松崎病院	(医)威恵会	0296-24-2331	〒308-0005 筑西市中館69-1
		30	桜井病院	(医社)金山会	0299-42-3922	〒315-0133 石岡市半田1886
31		上の原病院	(医)鴻仁会	0296-75-3128	〒309-1226 桜川市上野原地新田159-2	
32		高萩それいゆ病院	(医)それいゆ会	0293-24-0770	〒318-0004 高萩市上手綱268	
33		廣橋病院	(医)誠之会	0293-46-0630	〒319-1722 北茨城市関本町福田1871	



**平成30年度  
茨城県精神保健福祉センター年報**

発行 令和元年10月  
茨城県精神保健福祉センター  
〒 310-0852  
水戸市笠原町993-2  
電話 029-243-2870(代表)  
FAX 029-244-6555  
E-Mail [seiho@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:seiho@pref.ibaraki.lg.jp)